

# 平成 23 年度 財務諸表解説

平成 24 年 11 月

独立行政法人  
産業技術総合研究所

## 1. 目次

1. はじめに	3
1.1. 凡例	3
2. 法人の概要	3
2.1. 産総研のミッション	3
2.1.1. 産総研の業務	3
2.1.2. 本格研究の推進	4
2.1.3. オープンイノベーションの実現	4
2.2. 中期目標期間	5
2.3. 産総研の規模・機構	5
2.3.1. 研究実施体制	6
2.3.2. 会計関連業務の分担体制	6
2.4. 法人の会計方針	6
3. 独立行政法人の会計制度	8
3.1. 政府出資	9
3.2. 運営費交付金	9
3.3. 施設整備費補助金	9
3.4. 目的積立金	9
3.5. 自己収入（受託収入等）	10
3.6. 独立行政法人固有の会計処理	10
3.6.1. 運営費交付金に係る会計処理	10
3.6.2. 施設費に係る会計処理	10
3.6.3. 自己収入（受託収入等）	10
3.6.4. 特定償却資産に係る会計処理	11
3.6.5. 中期目標期間最終年度における会計処理	12
4. 平成 23 年度決算の特記事項	13
4.1. 東日本大震災による影響と産総研の取り組み	13
4.2. 福島再生可能エネルギー研究開発拠点	15
4.3. 財産の処分	15
4.3.1. 不要財産の国庫納付	15
4.3.2. 固定資産の減損の認識	15
4.4. 市場化テスト(公共サービス改革)	16
4.5. 売却した土地の土壌汚染に係る瑕疵担保責任について	16
4.6. 特許生物寄託センターの業務移管	16
4.7. 三法人統合	16
5. 運営状況及び財政状態の概要	18

5.1.	貸借対照表	18
5.1.1.	有形固定資産	19
5.1.2.	資本金及び資本剰余金	19
5.1.3.	利益剰余金	19
5.2.	損益計算書	21
5.2.1.	経常費用	22
5.2.2.	経常収益	22
5.3.	キャッシュ・フロー計算書	23
5.4.	行政サービス実施コスト計算書	23
6.	収入及び支出決算の概要	24
6.1.	収入決算	24
6.1.1.	受託収入	26
6.1.2.	その他収入	27
6.2.	支出決算	28
7.	財務指標（財務分析）	29
7.1.	財務指標比較	29
7.1.1.	法人規模	30
7.1.2.	収益性分析	30
7.1.3.	効率性分析	30
7.1.4.	安全性分析	30
7.1.5.	その他の財務指標	30
7.2.	その他の財務分析	31
7.2.1.	収入対資産比率	32
7.2.2.	収入対支出比率	32

## 1. はじめに

独立行政法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資するため、旧工業技術院に置かれていた 15 の試験研究所及び旧通商産業省に置かれていた計量教習所を統合し、平成 13 年 4 月に発足した。

中央省庁等改革基本法（平成 10 年 6 月 12 日法律第 103 号）において、独立行政法人は業務の実施にあたって「効率的かつ効果的に行わせるにふさわしい自立性、自発性及び透明性」を備えるべく制度設計されており、独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号、以下「通則法」という。）に基づき、毎事業年度財務諸表を作成し、これを公表しなければならないとされている。

独立行政法人の財務諸表は、第一に当該法人の業務の遂行状況についての適確な把握に資すること、第二に当該法人の業務の適正な評価に資するため、独立行政法人会計基準に従って作成される。

ただし、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算を前提としないなどの独立行政法人の特殊性を考慮して、独立行政法人会計基準は企業会計原則に必要な修正が加えら

れたものとなっており、その結果、通常業務を行った場合には基本的には損益がフラットになるように設計されている。

このため、損益計算書は企業のように経営成績ではなく運営状況を表すものとされており、研究開発型<sup>1</sup>の独立行政法人である産総研においても同様である。

以上のように財務諸表の解釈に留意すべき点があるとしても、そこに表れる運営状況ないし財政状態は国民への説明責任を果たすのみならず、経営上も有用な情報である。本書はこの目的のため、産総研の平成 23 年度財務諸表に解説を加え、財務指標等の分析を試み、会計情報を活用して業務運営の効率化の推進に資するために執筆された。

### 1.1. 凡例

- ① 本文中においては、断りのない限り表示桁未満を四捨五入。
- ② 図表においては、断りのない限り各項目の表示桁未満を四捨五入するため、合計と一致しないことがある。

<sup>1</sup> 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 21 年 7 月 10 日法律第 76 号）別表に掲げられる 37 独立行政法人を指す。

## 2. 法人の概要

産総研は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とし（独立行政法人産業技術総合研究所法（平成 11 年 2 月 22 日法律第 203 号、以下「産総研法」という。）第 3 条）、平成 13 年 4 月に旧工業技術院の研究所等を統合して発足した、国内最大級の公的研究機関である。

### 2.1. 産総研のミッション

#### 2.1.1. 産総研の業務

産総研の業務の範囲は、産総研法第 11 条第 1 項各号に以下のとおり定められている。

- ① 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと。（第 1 号業務）
- ② 地質の調査を行うこと。（第 2 号業務）
- ③ 計量の標準を設定すること、計量器の検定、検査、研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと並びに計量に関する教習を行うこと。（第 3 号業務）
- ④ 前三号の業務に係る技術指導及び成果の普及を行うこと。（第 4 号業務）
- ⑤ 産業技術力強化法（平成 12 年法律第 44 号）第 2 条第 2 項に規定する技術経営力の強化に寄与する人材を養成し、その資質の向上を図り、及びその活用を促進すること。
- ⑥ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

これらの業務をそれぞれ、第 1 号業務、第 2 号業務のように呼ぶことがあり、支出に係るセグメントも原則としてこの分類に従っている。

(図 1)

また、同条第 2 項では計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 148 条第 1 項及び第 2 項の規定による立入検査を行うことが規定されている。

これら産総研が実施する業務の方法は、独立行政法人産業技術総合研究所業務方法書(以下、「業務方法書」という)に定められており、例えば第 1 号業務（鉱工業の科学技術に関する研究及び開発）の方法の一つとして、受託研究（第 4 条）や共同研究（第 6 条）を実施することができる。

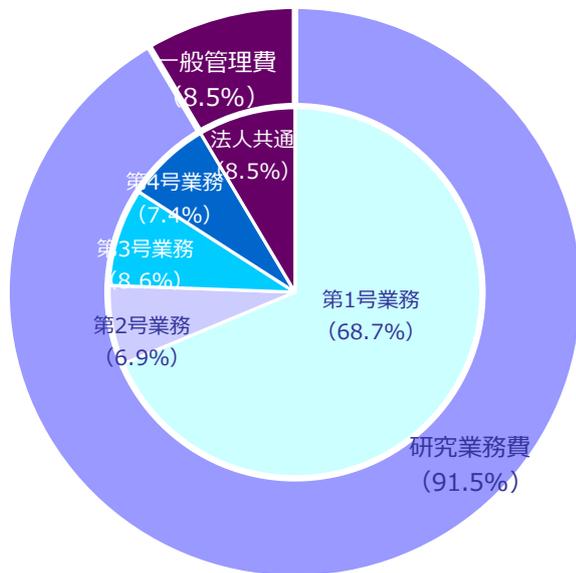


図 1 事業費用のセグメント別内訳

### 2.1.2. 本格研究の推進

産総研では、未知現象より新たな知識の発見・解明を目指す研究を「第 1 種基礎研究」、経済・社会ニーズへ対応するために異なる分野の知識を幅広く選択、融合・適用する研究を「第 2 種基礎研究」と位置付け、「第 2 種基礎研究」を軸に、「第 1 種基礎研究」から「製品化研究」に至る連続的な研究を「本格研究」として推進している。

定義	活動
「第 1 種基礎研究」 未知現象を観察、実験、理論計算により普遍的な理論（法則、原理、定	発見・解明

理など)を発見、解明、形成するための研究をいう。	
「第 2 種基礎研究」 特定の経済的・社会的な必要性（ニーズ）のために、既に確立された複数の普遍的な知識（理論、法則、原理、定理など）を組合せ、観察、実験、理論計算を繰り返し、その手法と結果に規則性や普遍性のある知見及び目的を実現する具体的道筋を導き出す研究をいう。	融合・適用
「製品化研究」 第 1 種基礎研究、第 2 種基礎研究及び実際の経験から得た成果と知識を利用し、発明された新しい材料、装置、製品、システム、工程、サービスの事業化可能性を工学的かつ社会経済学的アプローチで具体的に検討する。	実用化

### 2.1.3. オープンイノベーションの実現

平成 22 年度からスタートした第 3 期中期計画では、これまでの実績を更に発展させ、新成長戦略を踏まえた中期目標及び中期計画に従い、政府が実現を目指している「課題解決型国家」への貢献に向けて、「21 世紀型課題の解決」「オープンイノベーションハブ機能の強化」を大きな柱に位置付け、4 つの研究推進戦略に重点的に取り組んでいる。(図 2)

我が国の新たな成長、そして自然と共生した安全・安心で質の高い生活の実現のためには、気候変動や高齢化問題への対応、低炭素社会の実現などが喫緊の重要課題となっている。こうした中で必要なのは、近年の科学技術の複雑化、研究開発活動の大規模化、経済社会のグローバル化に対応しながら、産学官の多様な関係者が将来ビジョンを共有して、協働することによりこれらの課題を解決すること、すなわちオープンイノベーションの実現である。

産総研は、このような背景を踏まえ、自らがもつ人材、インフラ、研究成果、技術融合や人材育成の仕組み、地域拠点とそのネットワーク、などを十分に活用、発展させ、産学官の連鎖や社会との連携のためにオープンイノベーションの中核的な役割を担っていく。

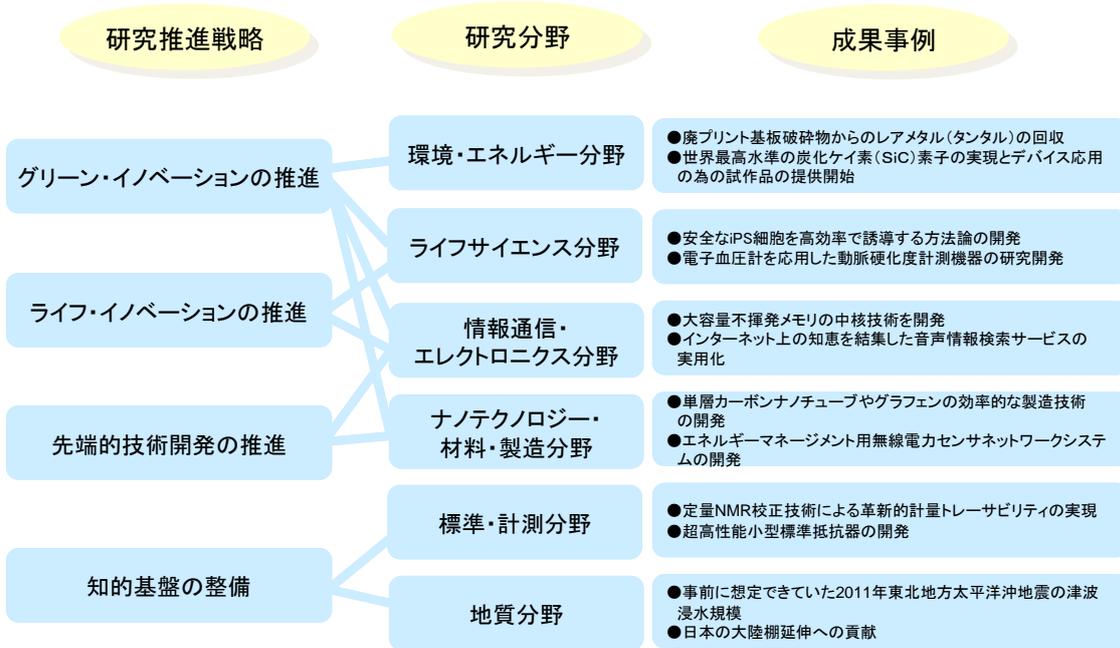


図 2 研究推進戦略

## 2.2. 中期目標期間

平成 23 年度は、産総研の第 3 期の中期目標期間の 2 年目にあたる。第 2 期の開始時には、産総研は公務員型から非公務員型の独立行政法人に移行した。

第1期 平成 13 年度 ～ 平成 16 年度  
 第2期 平成 17 年度 ～ 平成 21 年度  
 第3期 平成 22 年度 ～ 平成 26 年度※  
 (※三法人統合のため平成 25 年度終了の可能性有り)

なお、各事業年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までである (通則法第 36 条)。

## 2.3. 産総研の規模・機構

### (1) 収入・人員の規模

産総研の平成 23 年度の収入決算額は 1026 億円、うち 700 億円 (68.2%) を所管府省である経済産業省からの運営費交付金に依存する。また、法人の財産的基礎を築くための同省からの施設整備費補助金は 77 億円 (7.5%) であり、その他受託収入等 (以下、「自己収入」という。) が 249 億円 (24.3%) である。〔6.1 参照〕

常勤職員数は平成 23 年 4 月 1 日現在で 3,020 名を擁し、研究職員 2,337 名 (77.4%) 及び事務職員 683 名 (22.6%) から構成される。

### (2) 全国の研究拠点 (地域センター)

産総研は、主たる事務所である東京本部を東京都千代田区に置き、東京本部の業務を支援する事務所であるつくば本部を茨城県つくば市に置く。

研究を行う拠点 (地域センター) は全国に 9 つ設置しており、各地域の産業の特性や政策の方向性を考慮しつつ、我が国全体の発展に資することを目的としている (図 3)。

平成 23 年 4 月 1 日現在、法人の総敷地面積は 239 万 m<sup>2</sup>、総延床面積は 75 万 m<sup>2</sup> である。



図 3 全国の研究拠点 (地域センター)

### 2.3.1. 研究実施体制

#### (1)研究ユニット

産総研の研究実施単位は研究ユニットであり、平成 23 年 4 月 1 日現在で研究センター21、研究部門 20、研究ラボ 2 を設置し、社会的要請の変化に応えた機動的な組織の見直しを図っている。

研究センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>重要課題解決に向けた短期集中的研究展開（最長 7 年）</li> <li>研究資源（予算、人、スペース）の優先投入</li> <li>トップダウン型マネジメント</li> </ul>
研究部門	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の継続性をもった研究展開とシーズ発掘</li> <li>ボトムアップ型テーマ提言</li> <li>長のリーダーシップによるマネジメント</li> </ul>
研究ラボ	<ul style="list-style-type: none"> <li>異分野融合の促進、行政ニーズへの機動的対応</li> <li>新しい研究センター、研究部門の立ち上げに向けた研究推進</li> </ul>

#### (2)研究分野

産総研の研究分野はライフサイエンス、情報通信・エレクトロニクス、ナノテクノロジー・材料・製造、環境・エネルギー、地質、標準・計測の 6 つにわたる（図 4）。各研究ユニットは、いずれかの分野に所属する。

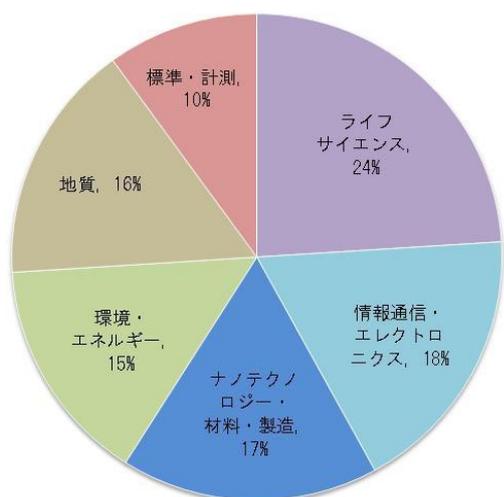


図 4 研究分野別の研究職員構成  
(平成 23 年 4 月 1 日現在)

### 2.3.2. 会計関連業務の分担体制

産総研の調達（契約）、経理、資産管理等の会計業務は、財務部（図 5）及びつくばセンター及び地域センターに設置されている各研究業務推進部室並びに工事・工事関連役務等の契約に関しては研究環境整備部で分担している。また、受託研究等の契約に関しては、産学官連携推進部が担っている。

運営費交付金等に係る所内予算は企画本部及びイノベーション推進企画部が中心となって立案し、理事会に諮った後、財務部が配賦し、執行する（エラー! 参照元が見つかりません。）。

執行部門と分離したコンプライアンス推進本部はこれら会計関連業務を俯瞰し、リスク管理等の業務を担うとともに、同本部監査室は財務監査等の内部監査に加え、監事が行う監査の支援を行っている。

### 2.4. 法人の会計方針

#### 運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用

費用が発生したときに、その費用の額と同額の運営費交付金債務を運営費交付金収益に振り替える。（運営費交付金財源により、利益又は損失が生ずることはない。）

#### 減価償却の会計処理方法

定額法を採用

#### 引当金の計上基準

貸倒引当金

個別に回収可能性を検討し計上

賞与引当金・退職給付引当金

受託研究費等の自己収入を財源とする場合には引当金を計上  
運営費交付金を財源とする場合には引当金は計上せず注記

#### 消費税等の会計処理

税抜方式による

## 財務部の組織及び所掌業務

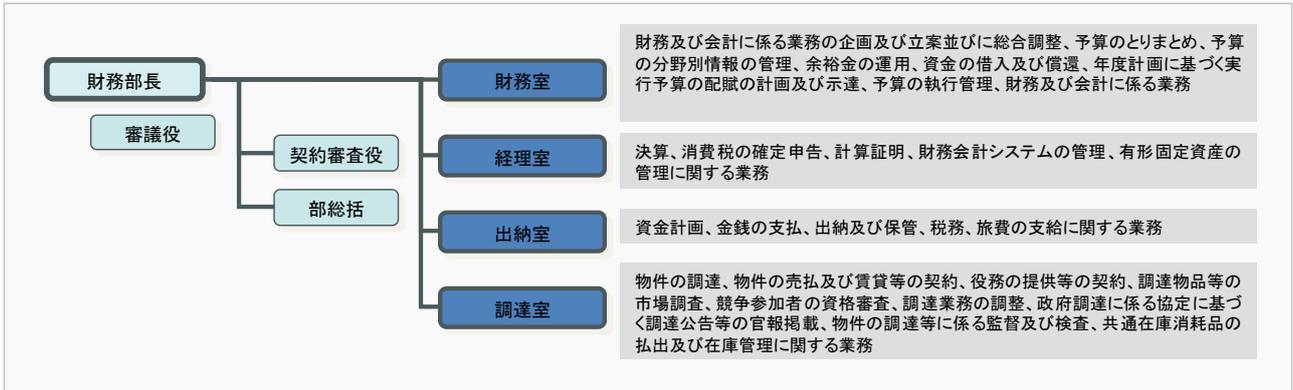


図 5 平成 23 年 10 月 1 日時点財務部の組織

## 研究推進組織の予算執行

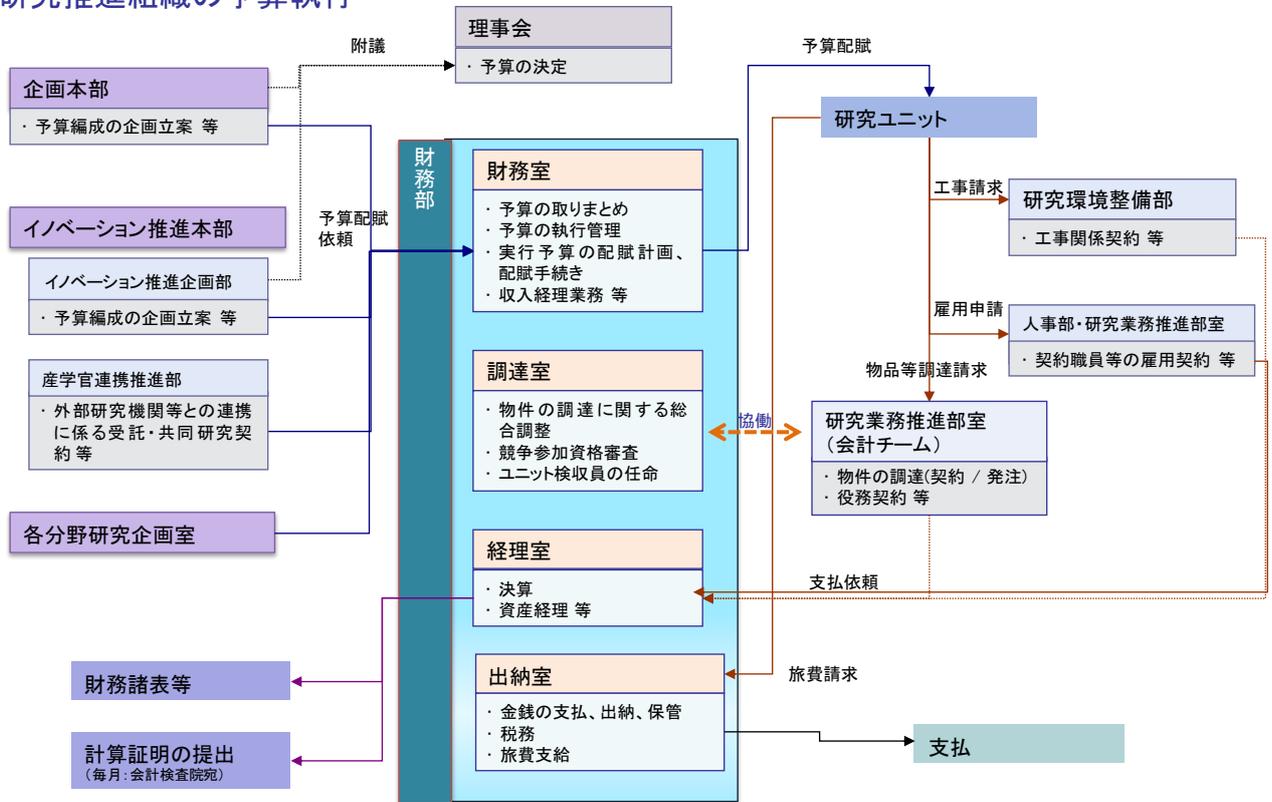


図 6 予算執行の流れ

### 3. 独立行政法人の会計制度

独立行政法人の主務大臣は、通則法に基づき、3年以上5年以下の期間において当該法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下、「中期目標」という。）を定め、当該独立行政法人に指示する（第29条）。独立行政法人は、中期目標の指示を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下、「中期計画」という）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない（第30条）。

主務大臣は中期目標期間の終了時には、この評価委員会の意見を聴きつつ、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講じる（同第35条）。

以上のように、独立行政法人の業務運営は中期目標期間を単位としていることに鑑み、独立行政法人の会計にあっては、事業年度のみならず中期目標期間を単位とする会計処理が規定されている。

#### (1)独立行政法人の会計基準

独立行政法人の会計は、主務省令の定めるところにより、原則として企業会計原則による（通則法第37条）。

産総研の会計については、独立行政法人産業技術総合研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（経済産業省令第108号、以下「産総研財会省令」という。）の定めるところによる。

同令に定めのない事項に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものと規定されているが（同令第8条第1項）、同基準に優先して、平成11年4月27日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準（以下、「独法会計基準」という）の適用を受ける（同第3項）。

平成 23 年度適用の独法会計基準の主な改訂	
第 43	セグメント情報等の開示
第 80	会計上の変更及び誤謬の訂正
減損基準第 6	固定資産の減損額の会計処理の見直し

#### (2)財務諸表の作成及び監査

独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下、「財務諸表」という）を作成し、当該事業年度の終了後三ヶ月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない（通則法第38条）。

また、独立行政法人は、財務諸表等について、監事の監査の他、会計監査人の監査を受けなければならない（同第39条）。また、会計監査人は主務大臣が選任する（同第40条）。（図7）

平成23年度における産総研の財務諸表等は、経済産業大臣が選任した有限責任監査法人トーマツが会計監査人として監査した。

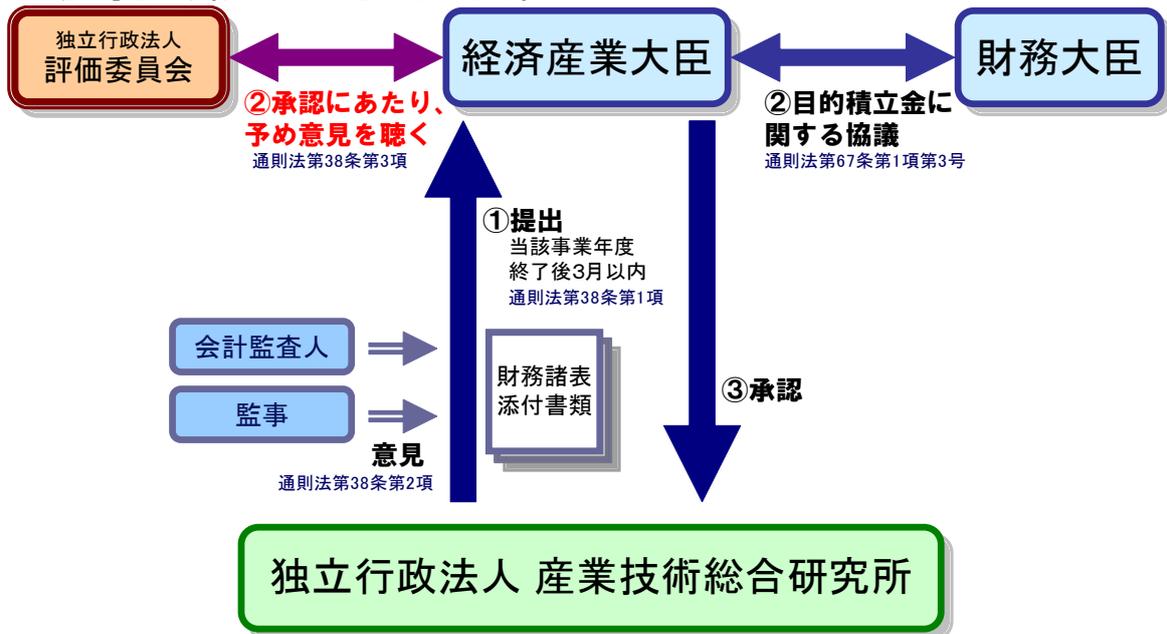


図 7 財務諸表等の提出と承認に係る手続き

**(3)会計検査院の検査（計算証明指定）**

産総研の資本金の全額は政府出資〔3.1 参照〕であり、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 22 条第 5 号の「国が資本金の 2 分の 1 以上を出資している法人」にあたり、同条に基づき産総研の会計は会計検査院の検査を必要とする。

このため、産総研は計算証明規則（昭和 27 年会計検査院規則第 3 号）に基づく指定を受け、中期計画、年度計画及び財務諸表等を毎年度ないし変更の度に提出するとともに、合計残高試算表等を毎月、会計検査院に提出することとされている。（同法第 24 条）

**3.1. 政府出資**

独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない（通則法第 8 条第 1 項）。このため、政府は必要であると認めるときは、個別法で定めるところにより各独立行政法人に出資することができる（同第 2 項）。

平成 24 年 3 月 31 日現在、産総研法第 6 条に基づく出資金は、第 1 項（附則第 5 条に基づく国からの土地、建物等の承継資産）及び第 2 項（附則第 6 条に基づく研究所の成立の時点で建設中であつた建物等の国からの追加出資）に基づく現物出資の計、2,861 億円である。

なお、独立行政法人は個別設置法の規定に基づき、民間や地方公共団体から出資を受け業務を実施する場合があるが、産総研は該当しない。

**3.2. 運営費交付金**

政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる（通則法第 46 条）。

運営費交付金は、「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成 11 年 4 月 中央省庁等改革推進本部）において、いわば「渡しきりの交付金」として措置されるものであり、例えば一項目を立て、使途の内訳は特定せず、国の事前の関与を受けることなく予定の使途以外の使途に充てることとされている。また、中期目標期間内にあつては翌年度に当年度の残余を繰り越すことができる。〔3.6.5 参照〕

平成 23 年度において、国から産総研に運営費として交付された金額は 700 億円である。（3 号補正予算 96 億円を含む）〔6.1 参照〕

## 平成 23 年度一般会計予算 経済産業省

(項)	独立行政法人産業技術総合研究所運営費
(目)	独立行政法人産業技術総合研究所運営費交付金
(項)	東日本大震災復旧・復興独立行政法人産業技術総合研究所運営費交付金
(目)	独立行政法人産業技術総合研究所運営費交付金

**3.3. 施設整備費補助金**

「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成 11 年 4 月 中央省庁等改革推進本部）では、独立行政法人の施設費等に係る経費であつて、国の予算において公債発行対象経費であるものについては、運営費交付金とは別に措置するとされている。

平成 23 年度において、国から産総研に補助金として交付された施設費は 77 億円である。〔6.1 参照〕

## 平成 23 年度一般会計予算 経済産業省

(項)	独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費
(目)	独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費補助金
(項)	東日本大震災復旧・復興独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費
(目)	独立行政法人産業技術総合研究所施設整備費補助金

なお、施設費で固定資産を取得した場合、特定償却資産である場合は同額を資本剰余金に計上し、独法の財産的基礎を構成する。〔3.6.4 参照〕

**3.4. 目的積立金**

独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ（通則法第 44 条第 1 項）、なお残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を中期計画における剰余金の使途に充てることとされている（同第 3 項）。これを「目的積立金」又は「3 項積立金」という。

なお、目的積立金とされない場合には、その残余の額を積立金として整理しなければならない（同第 1 項）。この積立金を「1 項積立金」と

いう。

産総研の第 3 期中期計画における剰余金が発生したときの用途は以下のとおりである。

- ・ 用地の取得
- ・ 施設の新営、増改築及び改修
- ・ 任期付職員の新規雇用 等

目的積立金は財務諸表において、貸借対照表における純資産の部の利益剰余金において、用途ごとに適切な名称を付した積立金に区分して表示し、(独法会計基準第 58-3) 産総研においては、「研究施設等整備積立金」の名称で表示している。なお、平成 23 年度においては目的積立金の申請をしていない。〔5.1.3 参照〕

### 3.5. 自己収入(受託収入等)

産総研は、業務方法書により受託研究や共同研究を実施することができる〔2.1.1 参照〕。このため、産総研は委託者や共同研究相手方と契約を締結し、当該研究開発に必要な経費を自己収入として得ることができる。また、第 3 号業務においては、計量法第 166 条及び第 168 条の 2 に規定する特定計量器の検定、型式承認、特定標準器による校正等の事務に当たり、適正な対価の支払いを受けることができる(業務方法書第 17 条)。

このように、産総研は運営費交付金や施設整備費補助金以外に、自己収入をもって研究開発等を実施している。

### 3.6. 独立行政法人固有の会計処理

#### 3.6.1. 運営費交付金に係る会計処理

独立行政法人は運営費交付金の交付を受けた場合、負債である運営費交付金債務としてこれを整理する(独法会計基準第 81-1)。

産総研では、研究における達成度や進捗度について客観的な基準を設けることが困難であるため、運営費交付金の収益化は費用進行基準を採用している。従って、運営費交付金債務は各々の取引において費用が発生したときに同額を取り崩して収益化するため、中期目標期間中は運営費交付金に由来する収益は発生しない。また、固定資産を取得したときは、運営費交付金債務を取得価格と同額の「資産見返運営費交付金」

(負債) に振り替え、減価償却費に伴いこれを取り崩して「資産見返運営費交付金戻入」(収益) に振り替えるため、利益又は損失は発生しない(会計基準第 81-4)。(図 8)

運営費交付金債務の残余は中期目標期間内においては翌年度にこれを繰り越すことができるが、中期目標期間最終年度の期末処理において全額収益化することとされている(独法会計基準第 81-3)。(3.6.5 参照)

#### 3.6.2. 施設費に係る会計処理

独立行政法人が施設費を受領したときは、相当額を負債である預り施設費として整理し、施設費で固定資産を取得した場合、当該資産が非償却資産又は特定償却資産〔3.6.4 参照〕である場合には、固定資産の取得費に相当する額を預り施設費から資本剰余金に振り替え、独法の財産的基礎を構成する(独法会計基準第 82)。(3.3 参照)

#### 3.6.3. 自己収入(受託収入等)

##### ①当該中期目標期間

受託収入は事業終了時に収益計上するが、取得した固定資産のうち減価償却費を除き当年度の費用とはならないため、固定資産取得年度においてはその簿価相当が利益となる。一方で、翌年度以降には当該固定資産の減価償却費計上に伴う損失が発生する。このため、固定資産取得時の利益を「積立金」(通則法第 44 条第 1 項)とし、翌年度以降の減価償却で発生した損失の補填に充てる(通則法第 44 条第 2 項)。(図 9)

##### ②次期中期目標期間

中期目標期間最終年度における、自己財源で取得した固定資産の簿価に相当する積立金は、産総研法第 12 条に基づいて主務大臣の承認を受けて次期に繰り越し、翌中期目標期間において、この「前中期目標期間繰越積立金」を減価償却費の発生に伴って取り崩すため、前中期目標期間分については利益又は損失は発生しない。(図 10)



図 8 運営費交付金で取得した資産の減価償却

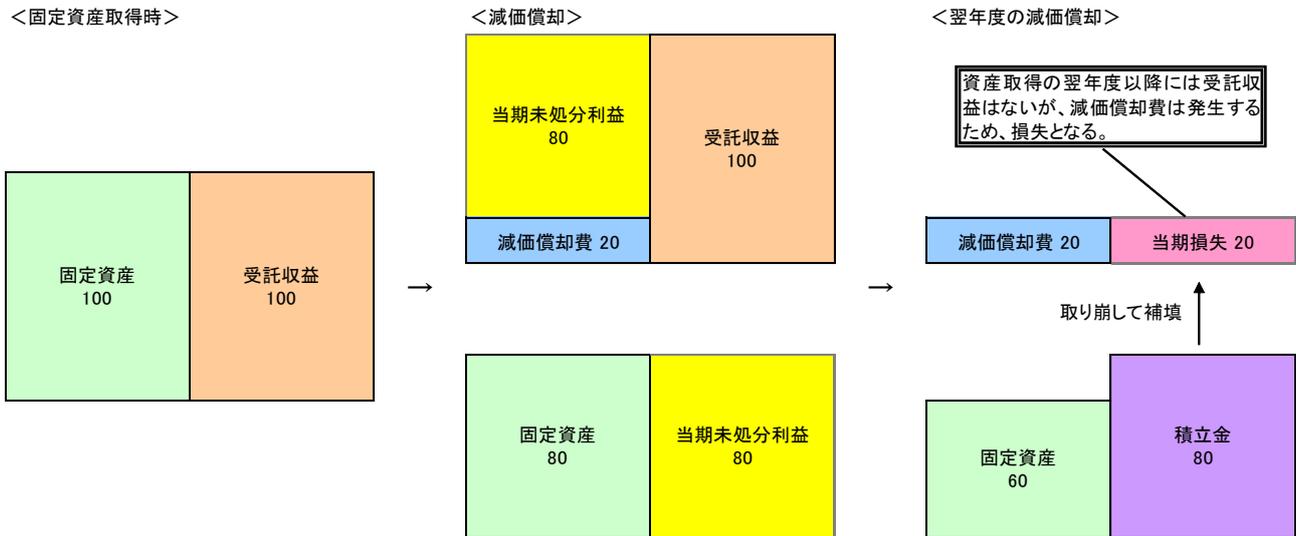


図 9 自己収入で取得した資産の減価償却  
(当該中期目標期間)



図 10 自己収入で取得した資産の減価償却  
(次期中期目標期間)

### 3.6.4. 特定償却資産に係る会計処理

独立行政法人が固定資産を取得するに当たっては、国は国有財産の現物出資〔3.1 参照〕あるいは施設費の交付〔3.3 参照〕等を行うことができるものとされている。

一方で、業務運営の財源を運営費交付金〔3.2 参照〕に依存することになる独立行政法人においては、これらの固定資産の減価を、運営費交付金ないしその他の収益で充当することが必ずしも予定されておらず、独立行政法人の運営責任という観点からも、その範囲外にあると考えることができる。

このため、独立行政法人が保有する資産のう

ち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産については、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額することとされている（独法会計基準第 87、産総研財会省令第 9 条）。

従って、特定償却資産の減価償却は損益計算書には表れないが、資本剰余金に損益外減価償却累計額としてマイナス計上されるほか、附属明細書においてその明細を記載することとされている（独法会計基準第 79）。（図 11）



図 11 特定償却資産の減価償却

3.6.5. 中期目標期間最終年度における会計処理

独立行政法人の中期目標期間の最後の事業年度においては、当期末処分利益は積立金として整理しなければならない(独法会計基準第96)。また、目的積立金及び前中期目標期間繰越積立金が残っている場合にも、積立金に振り替えなければならない(同)。

産総研は、この積立金のうち、経済産業大臣の承認を受けた金額を、次の中期目標期間における業務の財源に充てることができる(産総研法第12条第1項)。この積立金は次期中期目標期間においては、前中期目標期間繰越積立金として計上する。なお、繰越承認額を差し引いた積立金の残余があるときには、国庫に納付しなければならない(同条第3項)(図12)。

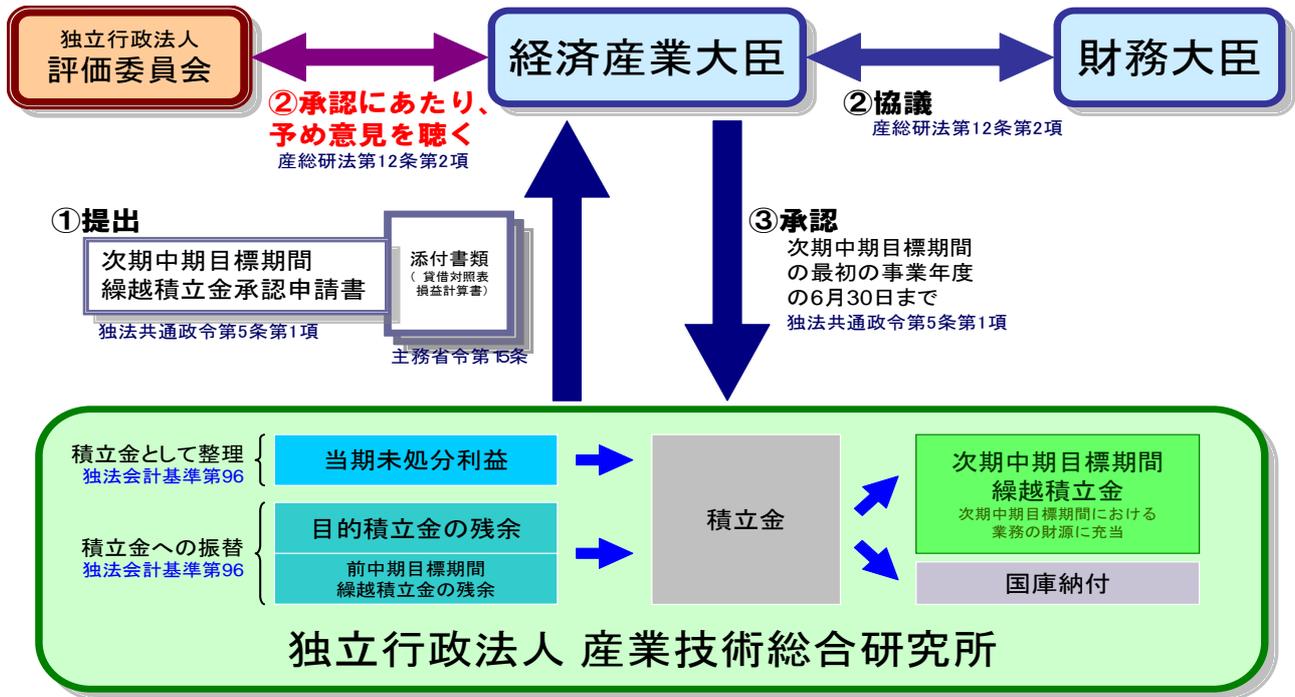


図 12 中期目標期間最終年度における積立金の処分に係る手続き

## 4. 平成 23 年度決算の特記事項

### 4.1. 東日本大震災による影響と産総研の取り組み

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災対応として、地震後すぐに「つくばセンター災害対策中央本部」を発足。初期の現状把握と緊急対応ならびに内外の連絡・調整にあたった。特に周辺環境への影響が及ばないよう、研究廃水処理

施設及び排水配管、研究排気除害設備(スクラバ)などの被災状況を速やかに把握するとともに、修復するまでは実験活動の一時停止や代替措置等の対応を行った。復旧状況を下記に示す。(図 13～図 18)



図 13 つくばセンター排ガス洗浄装置配管の損傷



図 14 復旧後



図 15 研究排水管が外れた箇所



図 16 修復後



図 17 東北センター G棟室内



図 18 復旧後

他方で、東京電力管内を中心に電力供給が非常にタイトになることが予想され、産総研としても消費電力抑制に真剣に取り組む必要があるとされ、震災復旧対策として単に震災前の状況に戻すのではなく、より効率的な研究施設・設備体制を構築すべく「研究再構築本部」がつくばセンター、東北センターに設置された。

再構築にあたっては、より筋肉質の研究実施体制を構築し産総研の研究能力のより一層の向

上を図る機会と捉え、単に一過性の節電対策ではなく、エネルギー消費原単位の低減による電力利用の効率化、スペース利用効率の向上等を積極的に図ることとした。

研究再構築のための予算は、平成 23 年度の研究費配分を見直し、64 億円を充当することとした。研究再構築予算は、つくばセンター及び東北センターで下記のとおり執行した。(図 19、図 20)

◆執行実績トップ10(百万円単位)		
順位	件名	金額
1	つくば中央2-1M棟一部撤去改修工事	93
2	つくば中央4-8棟空調設備改修その他工事	93
3	つくば中央6-12棟他動物飼育室他改修工事	56
4	ArF液浸露光装置メンテナンス作業	52
5	核磁気共鳴(NMR)分光装置	50
6	つくば中央第5事業所研究排水管補修工事(0426)	49
7	つくばセンター研究廃水排水管カメラ調査(第一樹及び外周ラインを除く)	46
8	つくば中央4-1棟05211室他空調改修その他工事	39
9	つくばセンター汚水排水管カメラ調査	39
10	つくば中央5-2棟屋上実験排気ダクト改修工事	36

図 19 研究再構築予算執行実績(つくばセンター)

◆執行実績トップ10(百万円単位)		
順位	件名	金額
1	固体超伝導核磁気共鳴装置	75
2	東北センターE棟電気設備改修その他工事	12
3	水蒸気バリア測定装置	10
4	東北センター構内埋設管(研究排水系統)修理他作業	9
5	高速液体クロマトグラフ	7
6	細孔径分布測定装置	5
7	東北センターF棟他屋内研究排水系統配管修繕工事	5
8	東北センターD棟01006室石綿含有吹付け材除去その他改修工事	3
9	ヨハンソンGe結晶	3
10	高分解3次元構造解析システム修理	3

図 20 研究再構築予算執行実績(東北センター)

また、平成 23 年 5 月には平成 23 年度 1 次補正予算として、倒壊の危険性が高い施設や内壁倒壊・外壁落下等の危険性が高い施設の改修のため、施設整備補助金として 29.5 億円が措置され、平成 23 年 11 月には 3 次補正予算として、東海・東南海・南海地震予測のための地下水総合観測施設の整備のため施設整備費補助金が

11 億円、運営費交付金として、研究設備・機器の交換費が 25 億円、巨大地震・津波災害に伴う複合地質リスク評価として 20 億円が措置された(福島再生可能エネルギー研究開発拠点については後掲する。[参考 4.2])。執行実績は、以下の通りである。(図 21、図 22)

◆執行実績トップ10(百万円単位)		
順位	件名	金額
1	つくば中央2-1棟耐震改修事業	898
2	つくば中央2-1C・D棟空調配管他改修その他工事	273
3	つくば中央7-1棟03341室他内装改修その他工事	212
4	つくば西2-A棟他石綿含有吹付け材除去その他改修工事	150
5	つくば中央5-2棟トイレ改修その他工事	130
6	つくば西5D棟外壁改修その他工事	107
7	つくば中央5-2棟他6階内装改修その他工事	104
8	つくば西7棟内装その他改修工事	92
9	つくば中央5-1D棟内装他改修その他工事	80
10	つくば中央5-1棟トイレ改修その他工事	75

図 21 施設整備費補助金執行実績(つくばセンター)

◆執行実績トップ2(百万円単位)		
順位	件名	金額
1	東北センターOSL棟外壁改修その他工事	30
2	東北センターOSL棟排ガス処理装置配管他改修その他工事	6

図 22 施設整備費補助金執行実績(東北センター)

## 4.2. 福島再生可能エネルギー研究開発拠点

第 3 次補正予算のうち運営費交付金として 51 億円、施設整備費補助金として 50 億円が福島再生可能エネルギー研究開発拠点整備事業費として交付された。

世界に開かれた再生可能エネルギー研究開発

の推進、産業集積と復興への貢献、再生可能エネルギー利用と省エネルギーの実践、関連人材の育成のため、福島県郡山市に研究開発拠点の設立を行い、平成 26 年 2 月竣工予定である。

## 4.3. 財産の処分

### 4.3.1. 不要財産の国庫納付

通則法の改正(平成 22 年 11 月 27 日施行)、「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)に基づき、つくば苜間サイト、秋葉原サイト及び小金井支所等についてその建物等の譲渡収入、敷金返戻金を国庫に返納した。(図 23)

つくば苜間サイト、小金井支所は共同研究事業が終了したためであり、秋葉原サイトは独立行政法人整理合理化計画において見直すこととされたため業務効率化、経費削減の観点から

平成 22 年度末をもって廃止したためである。

さらに、利用目的が終了した九州センター直方サイトについても国庫納付の手続きを進めているが、同サイトの土地(福岡県直方市、22,907 m<sup>2</sup>)について、財務省福岡財務支局との協議により土壌汚染対策法に基づく土壌汚染調査を実施した結果、鉛、砒素など基準値を上回る汚染が判明し、福岡県から要措置区域の指定があったことから、掘削除去工事を実施したため、国庫納付時期は平成 24 年度以降の予定である。

内容	返納額	納付日
つくば苜間サイト建物及び研究機器等譲渡収入	371,428,000円	H23.12.12
秋葉原サイト他賃貸ビルの敷金返戻金	153,527,762円	H24.3.30
小金井サイト研究機器譲渡収入	69,399,000円	H24.3.30

図 23 国庫納付一覧

### 4.3.2. 固定資産の減損の認識

独立行政法人減損会計基準に基づき、固定資産の減損を認識し、減損の会計処理を行った。

中部センター瀬戸サイトの建物等のほか、北海道センター、つくばセンター、関西センター、九州センター合わせて建物 10 棟及び附属

設備、である。(図 24)

中部センター瀬戸サイトの建物等は平成 23 年度末に廃止し、業務は中部センター本所へ集約した。

固定資産	使用しないという決定を行った経緯	減損前帳簿価格	減損価額	減損後帳簿価格 (H24.3.31時点)
中部センター瀬戸サイト(建物、構築物、機械及び装置)	産業構造等の変化により、固定資産に期待される使用の程度が取得時に想定された使用の程度に著しく満たなくなった。	158,390,024円	136,390,024円	22,000,000円
北海道センター低温装置燃焼実験室及び附属設備 他1棟(建物)	経年劣化による老朽化が顕著であるなど倒壊等による危険防止等による。	17,892,339円	17,892,334円	5円
つくばセンター第5事業所第11A棟及び附属設備 他3棟(建物)	経年劣化による老朽化が顕著であるなど倒壊等による危険防止等による。	44,371,714円	44,371,709円	5円
関西センター応用物理実験棟及び附属棟並びに附属設備 他2棟(建物)	経年劣化による老朽化が顕著であるなど倒壊等による危険防止等による。	75,410,078円	75,410,051円	27円
九州センター建材実験工場及び附属設備	経年劣化による老朽化が顕著であるなど倒壊等による危険防止等による。	1,978,031円	1,978,029円	2円

図 24 減損の会計処理を行った固定資産一覧

#### 4.4. 市場化テスト(公共サービス改革)

公共サービス改革とは、官民競争入札・民間競争入札を活用し、公共サービスの実施について民間事業者の創意工夫を活用することにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現するための改革である。

「公共サービス改革等基本方針」に係る閣議決定(平成 23 年 7 月 15 日)を踏まえ、つくばセンターにおける施設・管理等業務について、関連する 8 業務(地質標本館維持管理業務、サイエンススクエア案内維持管理業務、つくばセンター植栽管理業務、研究協力センター建物総合運営(宿泊施設管理業務)、つくばセンター設備維持管理業務、つくばセンター自動車維持管理業務、つくばセンター警備業務、つくばセンター庁舎清掃業務)に新たに総括管理業務を加え包括して 3 年間の契約とすべく、民間競争入札実施要項の作成及び入札監理委員会への付議等を経て、政府調達手続きを実施した。

平成 24 年 2 月に産総研内に設置した外部有識者を含む評価委員会において入札提案書類を評価し、入札金額との総合評価方式により事業実施者を「つくばセンター施設管理等業務共同事業体」に決定した。(図 25)

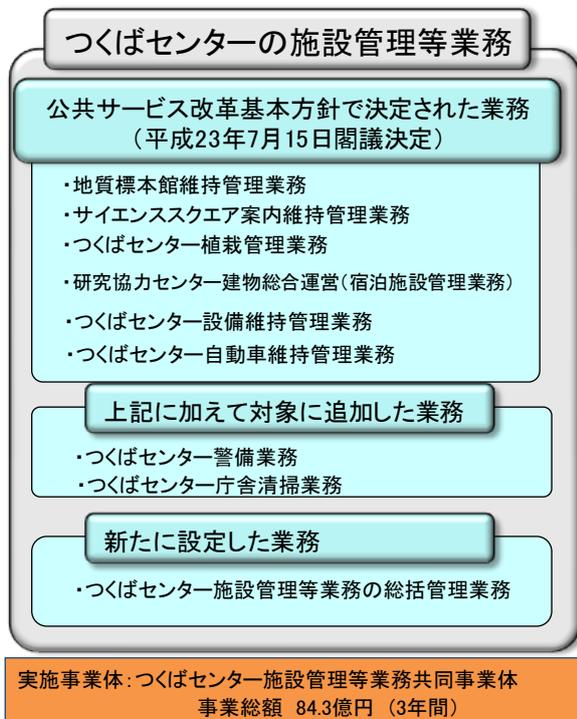


図 25 包括したつくばセンター施設管理等業務

#### 4.5. 売却した土地の土壌汚染に係る瑕疵担保責任について

平成 20 年 10 月 1 日に王子製紙株式会社に 40 億円で売却した産総研旧中国センター(呉市)の土地(約 96,000 m<sup>2</sup>余)について、同社が土地購入後に実施した土壌汚染調査において土壌汚染対策法に定める基準値を超える汚染箇所が見つかったとして、不動産売買契約書に定める売主の瑕疵担保責任に係る条項により、土壌処理工事等に要する費用の補償請求を求める訴えが平成 24 年 2 月 29 日に東京地方裁判所に提起された。

当所は、第 1 回口頭弁論期日(平成 24 年 4 月 27 日)において、隠れた瑕疵に該当しないこと、原告に損害は発生していないことを主張し、「1.原告の請求を棄却する 2.訴訟費用は原告の負担とする。」との判決を求める旨の陳述を行い現在係争中である。

#### 4.6. 特許生物寄託センターの業務移管

「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)により、「産業技術総合研究所の特許生物寄託センターと製品評価技術基盤機構の特許微生物寄託センターを統合すること(中略)」と決定された。

これまで産総研が行ってきた特許生物の寄託に関する業務及びブダペスト条約に基づき世界的所有権機関(WIPO)により認定された国際寄託業務等について、経済産業省や特許庁、製品評価技術基盤機構(NITE)と協議のうえ、平成 24 年 4 月 1 日をもって、NITE へ承継し移管することで、合理化を図った。

#### 4.7. 三法人統合

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの方針」(平成 24 年 1 月 20 日閣議決定)に基づき、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人産業技術総合研究所及び独立行政法人情報処理推進機構との組織統合が措置されることとなった。

各法人の根拠法律及び組織の目的は次のとおりである。

##### (1) 主な根拠法律

産総研：独立行政法人産業技術総合研究所法

IPA：情報処理の促進に関する法律

RIETI：独立行政法人経済産業研究所法

## (2)組織の目的

産総研:独立行政法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。

### IPA :

独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。)は、プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高

度化を推進することを目的とする。

### RIETI :

独立行政法人経済産業研究所(以下「研究所」という。)は、内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することにより、我が国の経済産業政策の立案に寄与するとともに、広く一般の経済及び産業に関する知識と理解の増進を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。

組織統合のため、新法人の財務会計制度について現在検討中である。

## 5. 運営状況及び財政状態の概要

### 5.1. 貸借対照表

貸借対照表は、独立行政法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照日におけるすべての資産、負債及び純資産を記載するものである。

産総研の資産 3,609 億円のうち、有形固定資産は 3,240 億円と大部分 (90.0%) を占める。

これに対し、純資産である資本金と資本剰余金の計は 2,863 億円であり、有形固定資産の大部分は政府出資又は施設整備費補助金の交付により取得した建物、土地等である。(図 26、図 27) [3.1、3.3、3.6.2、3.6.4 参照]

研究業務未収金		平成24年3月31日		単位:百万円		研究業務未払金 ※	
研究業務未収金	4,512	<b>資産</b> I 流動資産 33,932 現金及び預金 28,043 未収金 4,678 其他流動資産 1,211 II 固定資産 326,972 建物等 453,048 建物等減価償却累計額 -240,226 建物等減損損失累計額 -397 土地 110,403 土地減損損失累計額 -1,369 建設仮勘定 2,506 産業財産権 1,048 其他の無形固定資産 1,650 投資其他の資産 306 <b>資産合計 360,904</b>	<b>負債</b> I 流動負債 33,770 運営費交付金債務 19,102 未払金 11,773 其他流動負債 2,895 II 固定負債 26,897 資産見返負債 25,210 長期預り補助金等 1,405 長期前受金 243 引当金 41 <b>負債合計 60,667</b>  <b>純資産</b> I 資本金 286,086 II 資本剰余金 201 III 利益剰余金 13,950 <b>純資産合計 300,237</b>	研究業務未払金 ※	7,757		
未収金	166			未払金 ※	3,840		
未収金 (計)	4,678			未払消費税等 ※	177		
たな卸資産	594			未払金 (※計)	11,773		
前渡金	305			預り補助金等	10		
前払費用	147			預り寄附金	99		
立替金	98			前受金	2,160		
其他流動資産	68			預り金	599		
建物	217,099			賞与引当金	24		
構築物	28,245			其他流動負債	4		
機械及び装置	41,710	資産見返運営費交付金	15,348				
車両運搬具	153	資産見返補助金等	1,697				
工具器具備品	165,843	資産見返寄附金	6				
建物減価償却累計額	△84,390	建設仮勘定見返運営費交付金	4				
構築物減価償却累計額	△10,699	建設仮勘定見返施設費	1,128				
機械及び装置減価償却累計額	△16,352	資産見返物品受贈額	7,026				
車両運搬具減価償却累計額	△123	退職給付引当金	41				
工具器具備品減価償却累計額	△128,662	前中期目標期間繰越積立金	6,848				
電話加入権	32	積立金	4,764				
産業財産権仮勘定	1,619	当期未処分利益	2,338				
		破産更生債権等	57				
		貸倒引当金	△57				
		敷金・保証金	5				
		其他	301				
		建物減損損失累計額	△306				
		構築物減損損失累計額	△56				
		機械及び装置減損損失累計額	△35				
		資本剰余金	123,576				
		損益外減価償却累計額	△121,644				
		損益外減損損失累計額	△1,731				

[注]金額欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数においては合計と一致しないものがある。

図 26 平成 23 年度貸借対照表概要 (1)

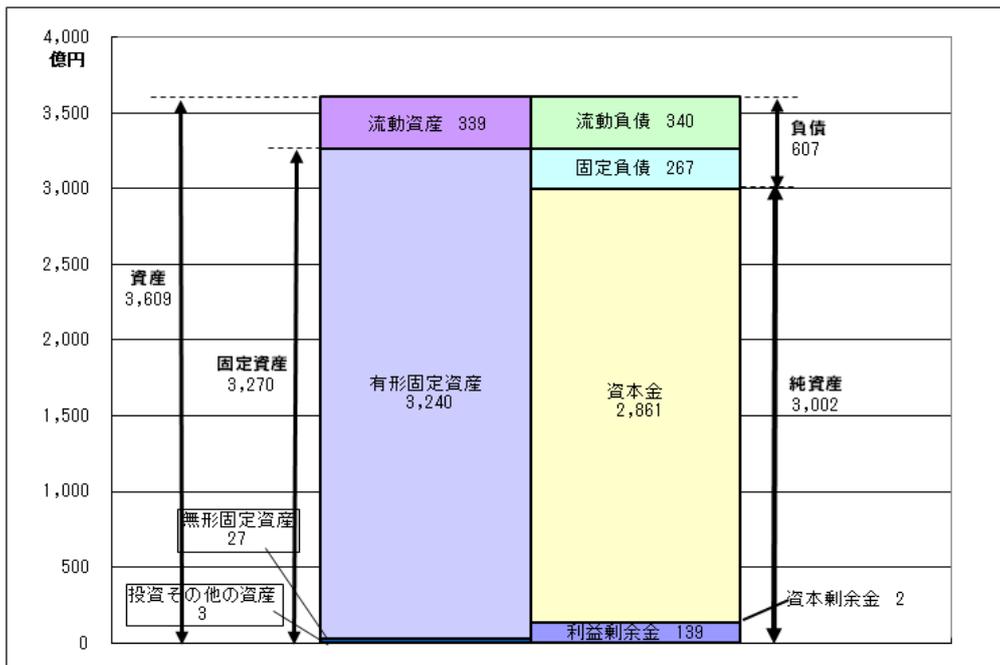


図 27 平成 23 年度貸借対照表の概要 (2)

### 5.1.1. 有形固定資産

産総研の有形固定資産は平成 24 年 3 月 31 日現在、3,240 億円であり、建物が 1,324 億円（41%）、土地が 1,090 億円（34%）と太宗を占める。（図 28）

資産価額に着目すると、産総研は第 1 期に、建物や工具器具備品等の資産を集中的に取得して研究インフラを整備し、第 2 期以降部分的にそれらを更新しつつ、インフラを拡充してきたと言える。

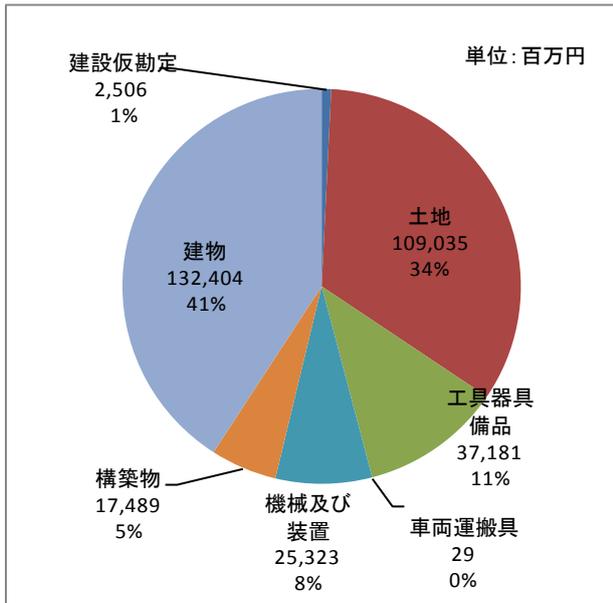


図 28 平成 23 年度有形固定資産の内訳

### 5.1.2. 資本金及び資本剰余金

産総研の財産的基礎は、政府出資〔3.1 参照〕及び施設整備費補助金〔3.3 参照〕等で取得した固定資産で構成される。これらの資産の簿価相当額は純資産の部の資本金及び資本剰余金において表示される。〔3.6.4 参照〕

出資資産の減価償却分は資本剰余金の損益外減価償却累計額に控除項目として表示されるため、財産的基礎は資本金と資本剰余金の合算額として把握できる。（図 30）

### 5.1.3. 利益剰余金

産総研の平成 23 年度利益剰余金 139 億円のうち、48 億円（34.2%）は自己収入で取得した資産の簿価であり、68 億円（49.1%）は第 1 期及び第 2 期に取得した固定資産の簿価相当額に見合う積立金で、今後、減価償却費が費用計上されるに伴い欠損が生じたときに取り崩すべき非キャッシュの積立金である。（図 31）

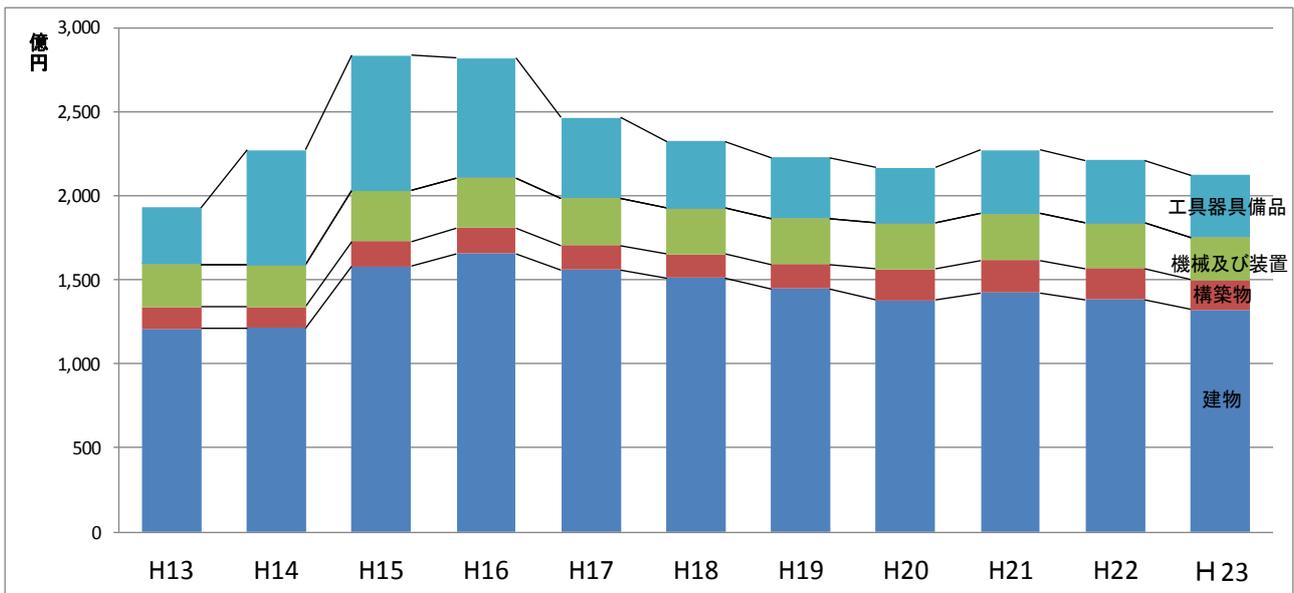


図 29 有形固定資産の推移

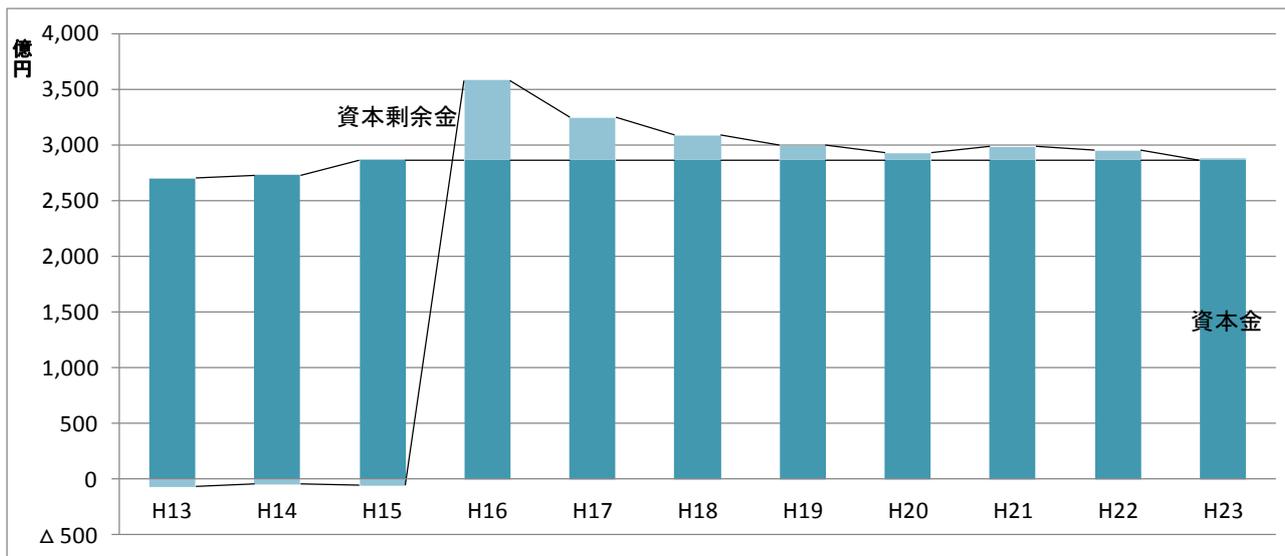


図 30 資本金及び資本剰余金の推移 (※)

※H13～15の期間は、施設整備費等で取得した固定資産見合いの資本剰余金の額を、これらの固定資産と資本金見合いの固定資産に係る損益外減価償却累計額（マイナス計上）が上回ったため、これらを合計した資本剰余金の金額の総額はマイナスとなった。

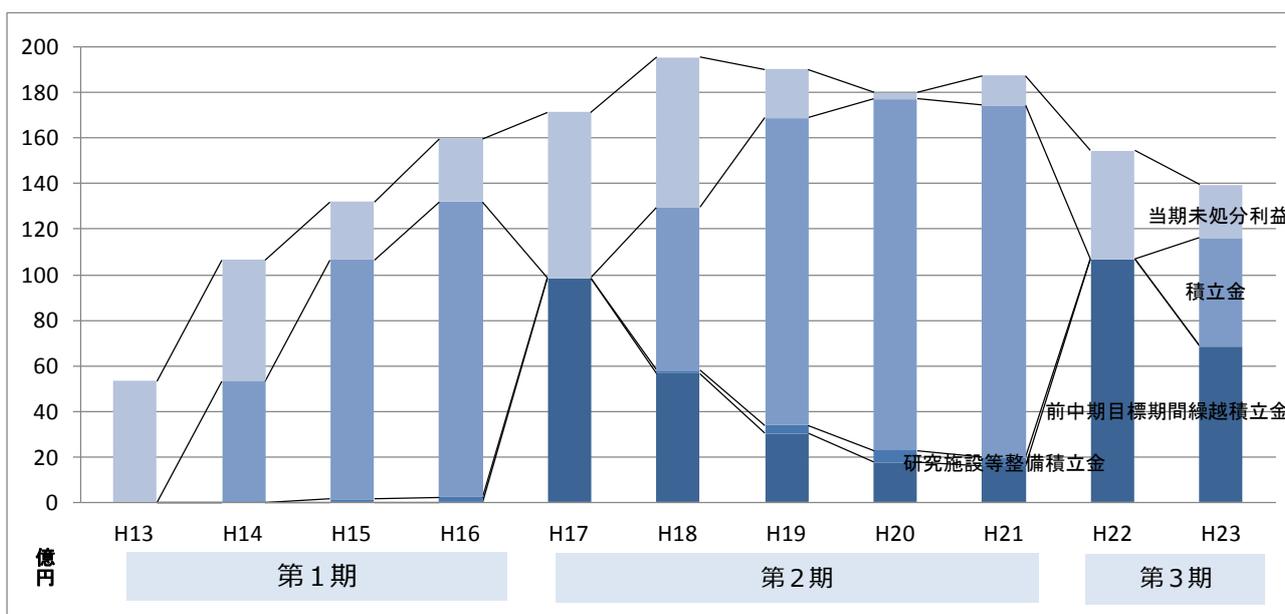


図 31 利益剰余金の推移

## 5.2. 損益計算書

損益計算書は、独立行政法人の運営状況を明らかにするために、一会計期間に属する独立行政法人のすべての費用とこれに対応するすべての収益を記載するものである。

産総研の収益及び費用は、運営費交付金に係る会計処理〔3.6.1 参照〕のように、基本的に損益が均衡する設計となっているが自己収入で取

得した資産の減価に関してはその例外となる〔3.6.3 参照〕。平成 23 年度は経常損失が 10.2 億円、当期純損失が 11.8 億円となったが、前中期目標期間繰越積立金を取崩すことにより、当期総利益は 23.4 億円となった。(図 32、図 33)

これらは当期末処分利益として貸借対照表に計上し、財務諸表の大臣承認後、積立金に振替られる。〔5.1.3 参照〕

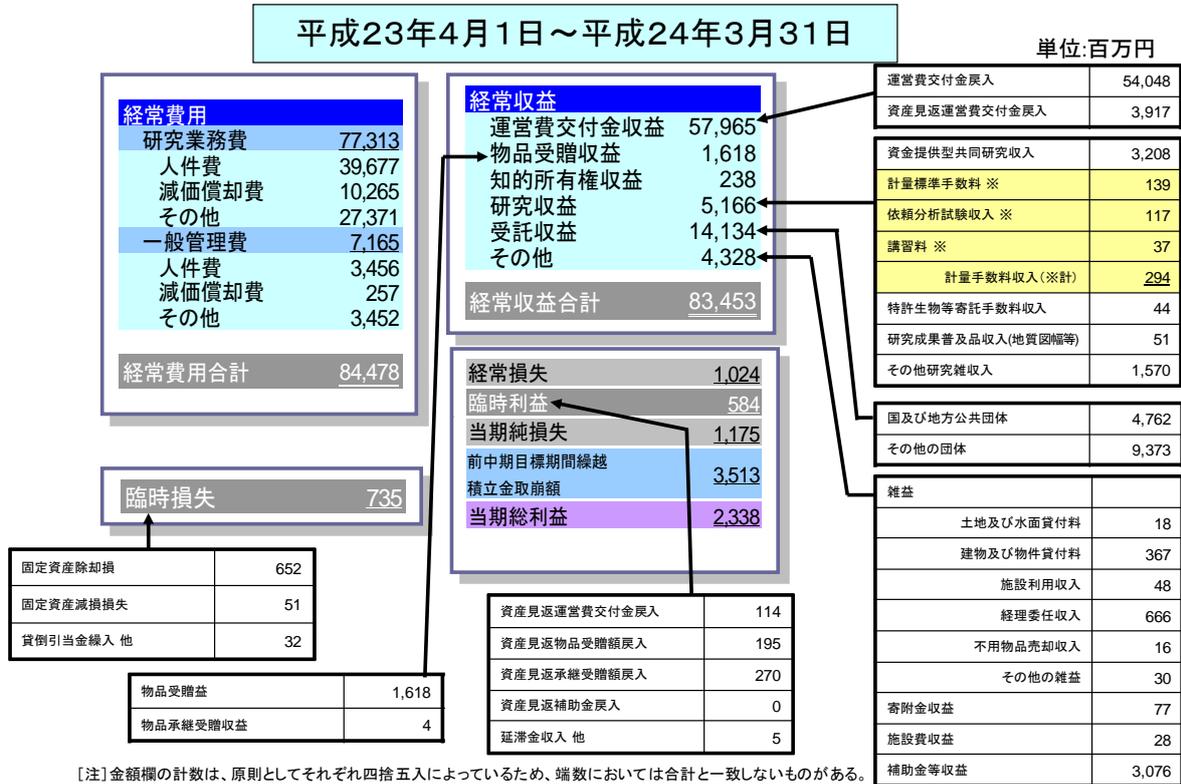


図 32 平成 23 年度損益計算書の概要 (1)

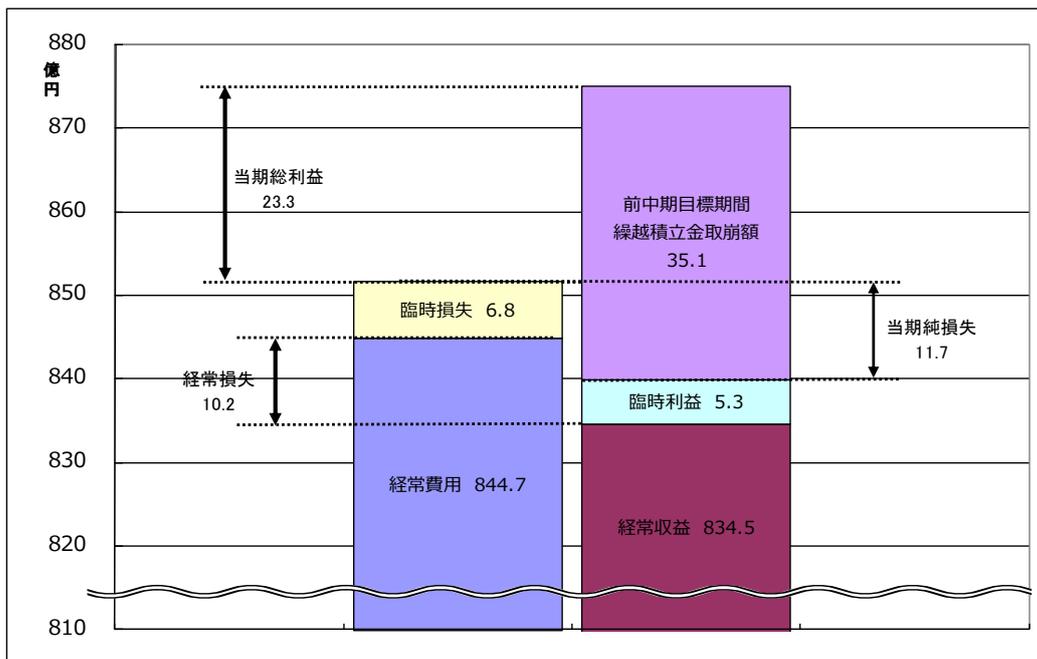


図 33 平成 23 年度損益計算書の概要 (2)

### 5.2.1. 経常費用

平成 23 年度の経常費用 845 億円のうち、研究業務費は 773 億円 (92%)、一般管理費は 72 億円 (8%) である。研究業務費においては、人件費 (397 億円) が 51% を占める。(図 34)

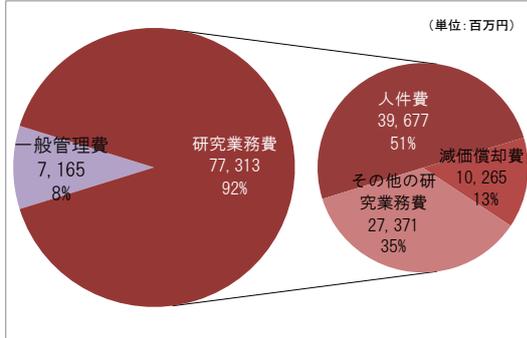


図 34 平成 23 年度経常費用の内訳

その他の研究業務費には、例えば消耗品費 60 億円、技術委託費 34 億円が含まれる。

なお、平成 22 年度 10 月の組織再編に伴い研究業務費及び一般管理費の見直しを行ったため、平成 22 年度は例年より一般管理費率が若干減少し、平成 23 年度もその傾向が続いている。(図 35)

### 5.2.2. 経常収益

経常収益は収入決算額の構造 [6.1 参照] に似るが、資産見返負債を計上する運営費交付金等の財源については実際の収入額ではなく、減価償却費や除却見合の収益額が計上されている。

(図 36)

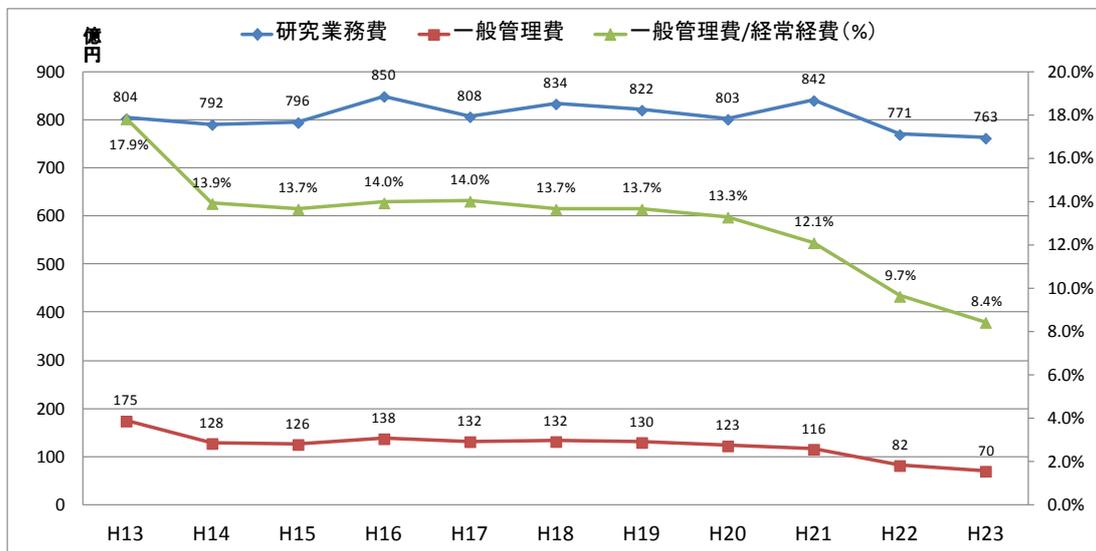


図 35 一般管理費、研究業務費の推移

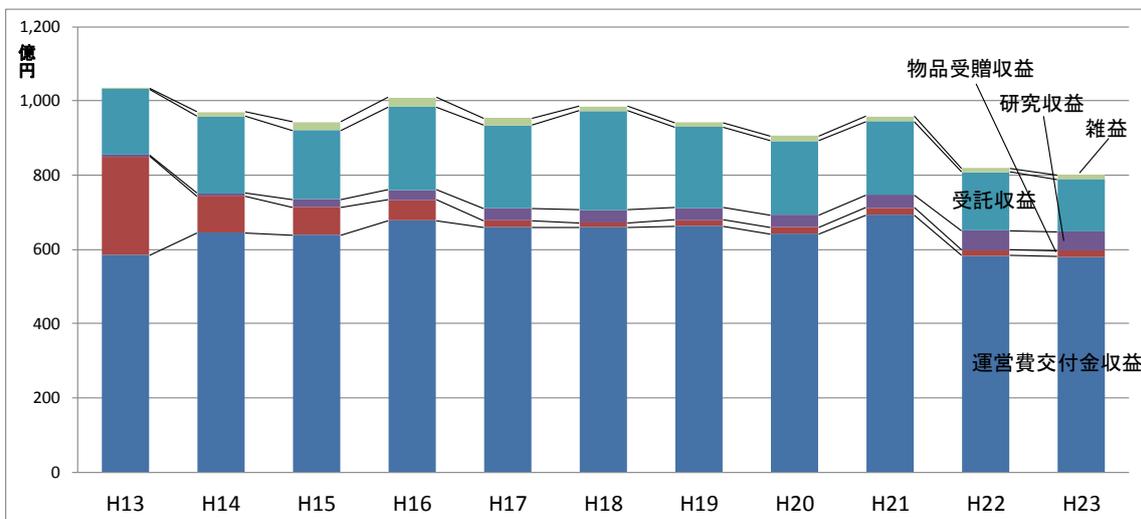


図 36 経常収益の推移

5.3. キャッシュ・フロー計算書

平成23年4月1日～平成24年3月31日

単位:百万円

研究業務支出	△28,150	<table border="1"> <tr> <td>I 業務活動によるキャッシュ・フロー</td> <td>19,620</td> </tr> <tr> <td>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</td> <td>△9,085</td> </tr> <tr> <td>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</td> <td>△536</td> </tr> <tr> <td>IV 資金増加額</td> <td>9,999</td> </tr> <tr> <td>V 資金期首残高</td> <td>16,044</td> </tr> <tr> <td>VI 資金期末残高</td> <td><u>26,043</u></td> </tr> </table>	I 業務活動によるキャッシュ・フロー	19,620	II 投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,085	III 財務活動によるキャッシュ・フロー	△536	IV 資金増加額	9,999	V 資金期首残高	16,044	VI 資金期末残高	<u>26,043</u>
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	19,620													
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,085													
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	△536													
IV 資金増加額	9,999													
V 資金期首残高	16,044													
VI 資金期末残高	<u>26,043</u>													
人件費支出	△42,891													
消費税等支払額	△362													
その他の業務支出	△3,457													
科研費等預り金支出	△2,335													
運営費交付金収入	69,988													
受託収入	14,763													
手数料収入	205													
施設費収入	28													
寄附金収入	73													
補助金等収入	3,677													
知的所有権収入	295													
建物及び物件賃付料	398													
科研費預り金収入	2,158													
消費税の納付額	△394													
その他の業務収入	5,623													
小 計	<u>19,619</u>													
利息の受取額	0													

ファイナンス・リース債務の返済による支出	△11	定期預金の預入による支出	△2,000
不要財産に係る国庫納付等による支出	△525	有形固定資産の取得による支出	△15,646
		有形固定資産の売却による収入	267
		無形固定資産の取得による支出	△503
		無形固定資産の売却による収入	4
		施設費による収入	8,712
		その他の投資支出	△1
		その他の投資収入	82

[注]金額欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数においては合計と一致しないものがある。

図 37 平成 23 年度キャッシュ・フロー計算書の概要

5.4. 行政サービス実施コスト計算書

平成23年4月1日～平成24年3月31日

単位:百万円

研究業務費	77,313	<table border="1"> <tr> <td>I 業務費用</td> <td><u>63,298</u></td> </tr> <tr> <td>(1)損益計算上の費用</td> <td>85,213</td> </tr> <tr> <td>(2)(控除)自己収入等</td> <td>△21,915</td> </tr> <tr> <td>II 損益外減価償却等相当額</td> <td><u>13,717</u></td> </tr> <tr> <td>III 損益外減損損失相当額</td> <td><u>225</u></td> </tr> <tr> <td>IV 損益外除売却差額相当額</td> <td><u>6,824</u></td> </tr> <tr> <td>V 損益外利息費用相当額</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>VI 引当外賞与見積額</td> <td><u>△399</u></td> </tr> <tr> <td>VII 引当外退職給付増加見積額</td> <td><u>△203</u></td> </tr> <tr> <td>VIII 機会費用</td> <td><u>3,129</u></td> </tr> <tr> <td>IX(控除)法人税等及び国庫納付額</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>X 行政サービス実施コスト</td> <td><u>86,591</u></td> </tr> </table>	I 業務費用	<u>63,298</u>	(1)損益計算上の費用	85,213	(2)(控除)自己収入等	△21,915	II 損益外減価償却等相当額	<u>13,717</u>	III 損益外減損損失相当額	<u>225</u>	IV 損益外除売却差額相当額	<u>6,824</u>	V 損益外利息費用相当額	-	VI 引当外賞与見積額	<u>△399</u>	VII 引当外退職給付増加見積額	<u>△203</u>	VIII 機会費用	<u>3,129</u>	IX(控除)法人税等及び国庫納付額	-	X 行政サービス実施コスト	<u>86,591</u>
I 業務費用	<u>63,298</u>																									
(1)損益計算上の費用	85,213																									
(2)(控除)自己収入等	△21,915																									
II 損益外減価償却等相当額	<u>13,717</u>																									
III 損益外減損損失相当額	<u>225</u>																									
IV 損益外除売却差額相当額	<u>6,824</u>																									
V 損益外利息費用相当額	-																									
VI 引当外賞与見積額	<u>△399</u>																									
VII 引当外退職給付増加見積額	<u>△203</u>																									
VIII 機会費用	<u>3,129</u>																									
IX(控除)法人税等及び国庫納付額	-																									
X 行政サービス実施コスト	<u>86,591</u>																									
一般管理費	7,165																									
臨時損失	735																									
物品受贈収益	△1,618																									
知的所有権収益	△238																									
研究収益	△5,166																									
受託収益	△14,134																									
寄附金収益	△77																									
雑益	△481																									
臨時利益	△200																									
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用	267																									
政府出資又は地方公共団体の出資等の機会費用	2,862																									

図 38 平成 23 年度行政サービス実施コスト計算書の概要

## 6. 収入及び支出決算の概要

年度予算の区分に従って作成した「決算報告書」(通則法第 38 条第 2 項)に計上した収入と支出決算の内訳を以下に示す。

### 6.1. 収入決算

平成 23 年度の収入決算額は 1,026 億円であり、自己収入〔3.5 参照〕は前年度比 19.7 億円減少

した。これは受託研究収入額の減少(△16 億円)が主な要因である。〔6.1.1 参照〕

なお、民間受託及び資金提供型共同研究等を除いた公費収入の割合を試算すると、およそ 93%となる。(図 39、図 40、図 41) ちなみに運営費交付金は補正予算を含む。

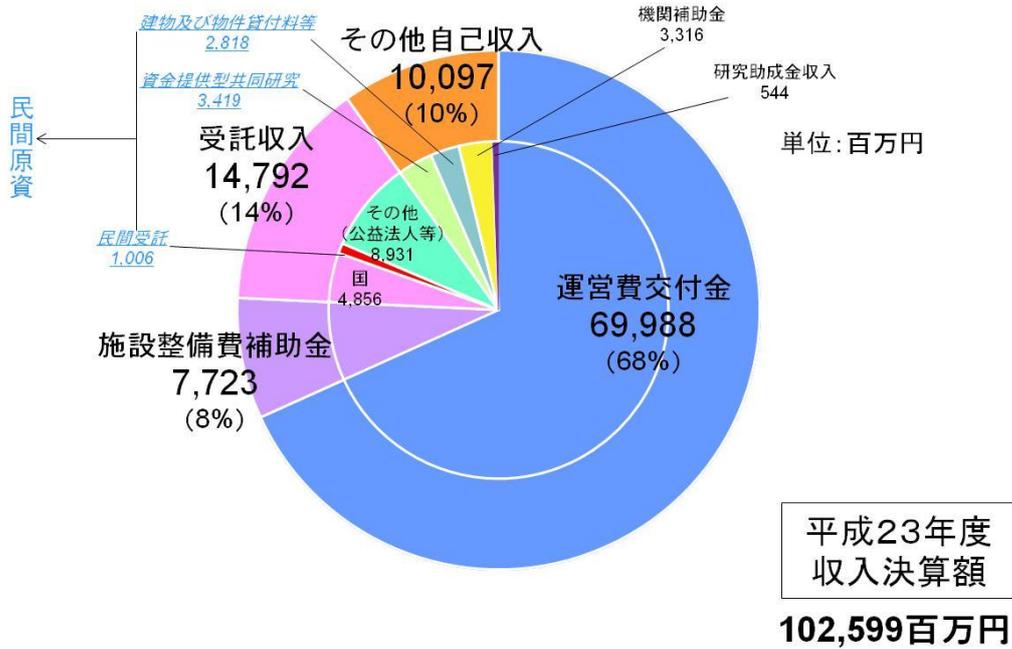


図 39 平成 23 年度収入決算額の概要

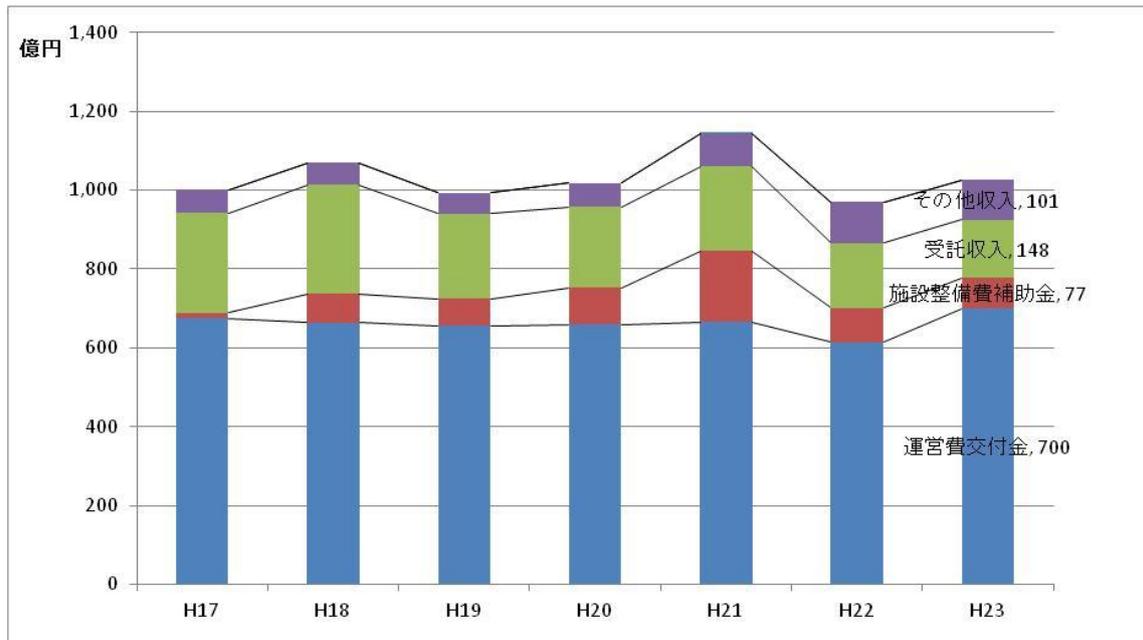


図 40 収入決算額の推移

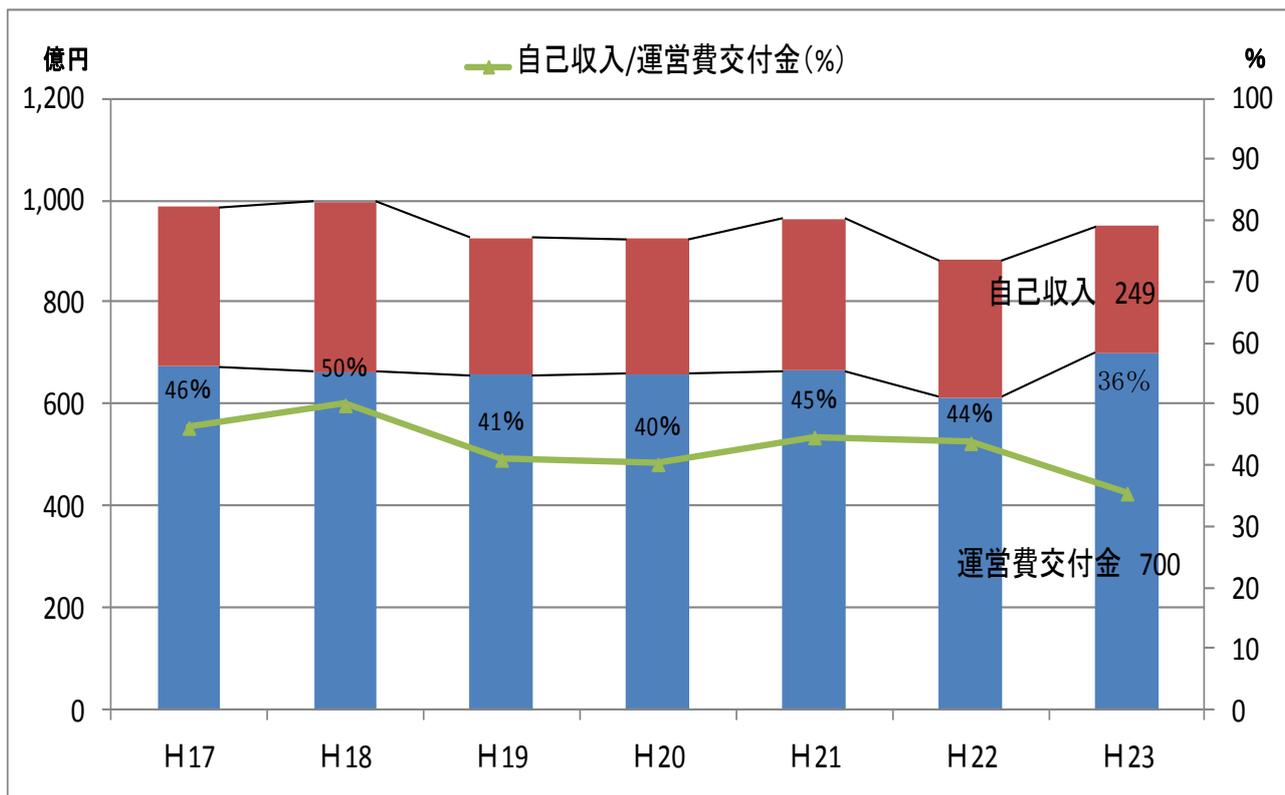


図 41 運営費交付金及び自己収入（受託収入及びその他収入）の推移

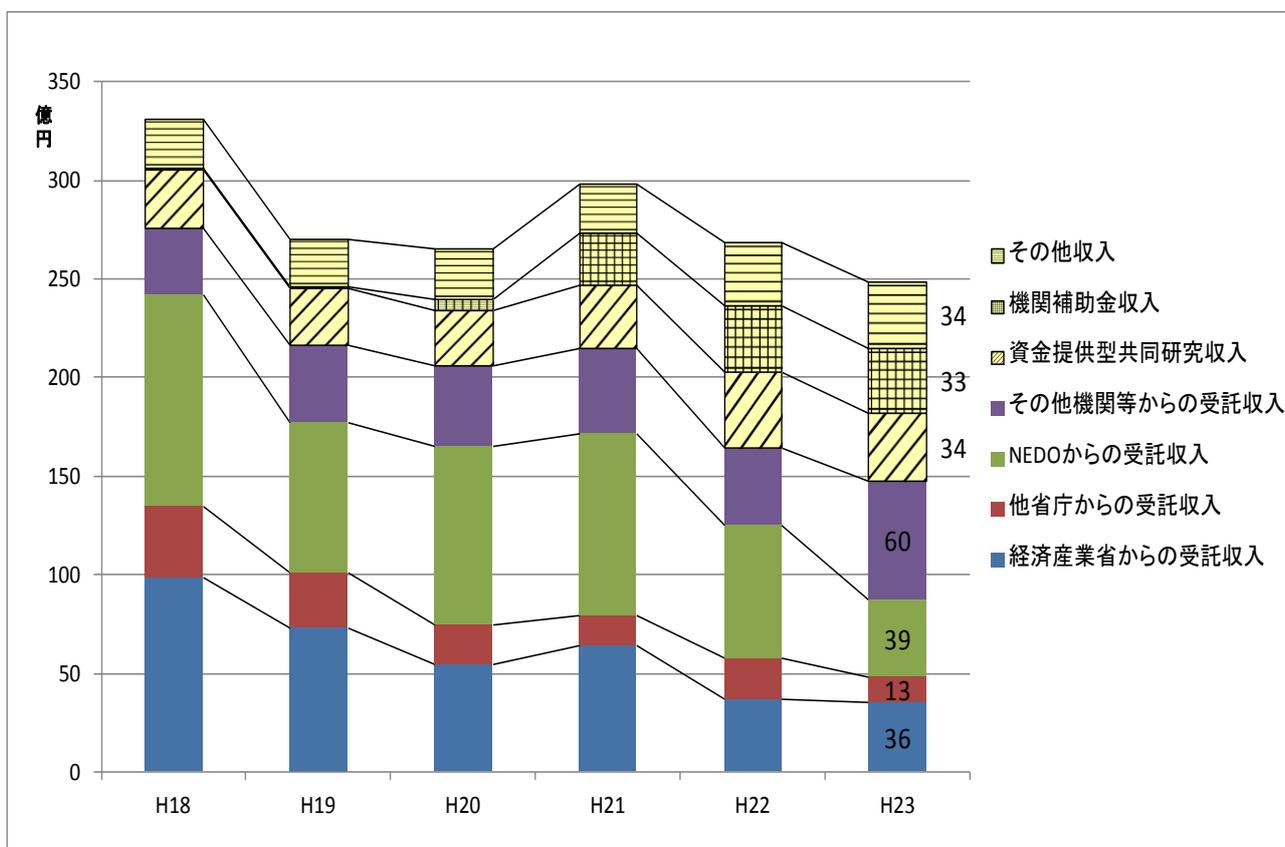


図 42 自己収入（受託収入及びその他収入）の推移

### 6.1.1. 受託収入

受託収入は平成 23 年度収入決算において 148 億円（14%）となった。このうち、経済産業省からの受託が 36 億円（24.1%）、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）からの受託が 39 億円（26.5%）と太宗を占める。

平成 22 年度比では、経済産業省からの受託収入が 2 億円及び NEDO からの受託収入が 28 億円減少し、総額で 16 億円減少した。（図 43、図 44）

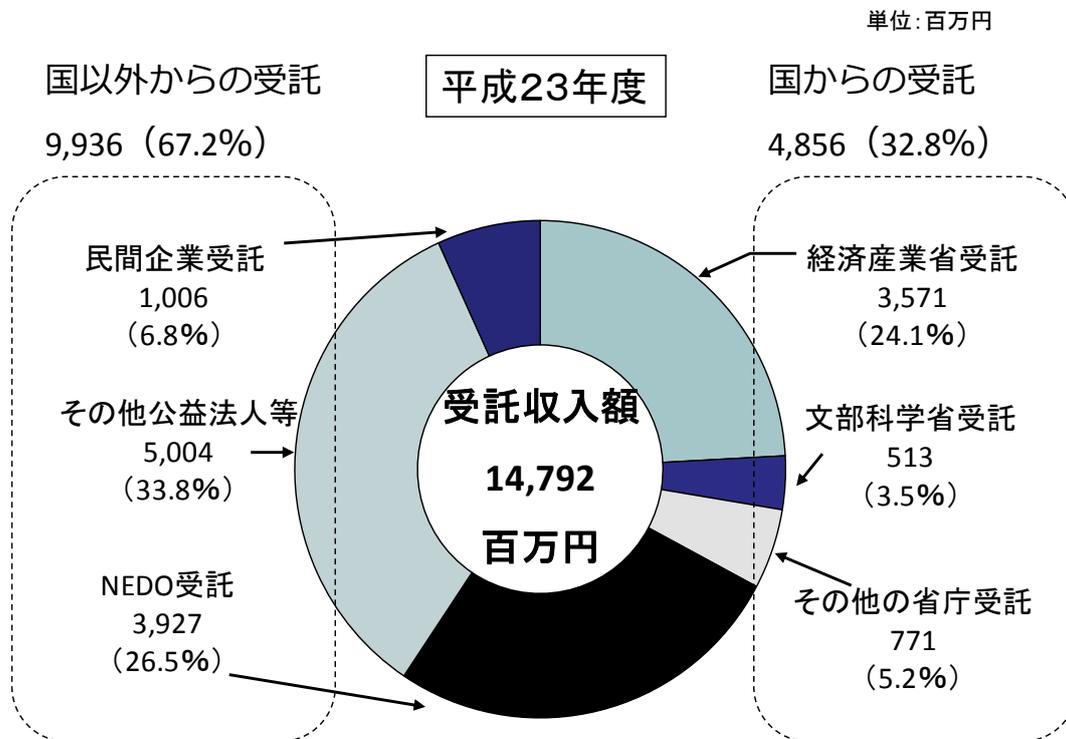


図 43 平成 23 年度受託収入の概要

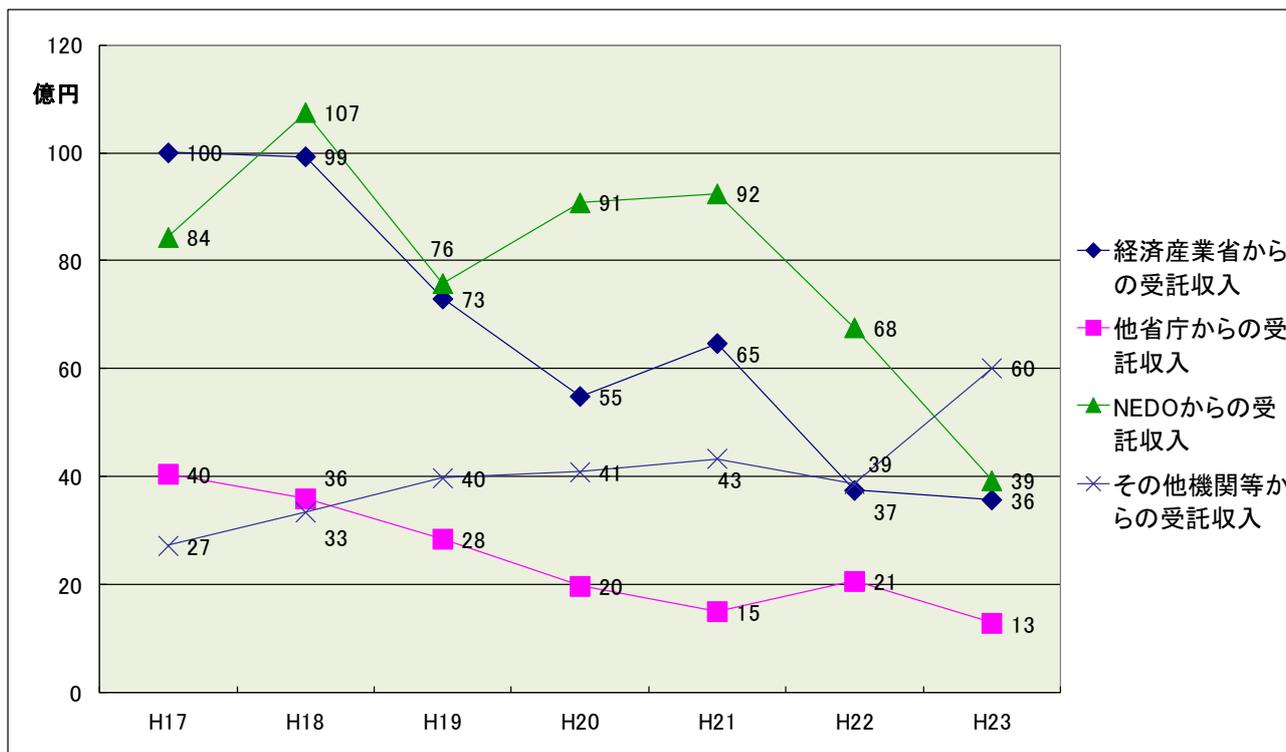


図 44 受託収入の推移

6.1.2. その他収入

受託収入を除くその他収入の平成 23 年度収入決算額は 101 億円（10%）となった。

平成 22 年度比では、資金提供型共同研究収入 39 億円から 34 億円（33.9%）に減少し、共用研究設備等の利用に係る収入の増加に伴いその他雑収入が 13 億円から 16 億円（15.4%）へ増大した。（図 45、図 46）

なお、機関補助金とは、施設整備費補助金以外に、国等から産総研が受けた補助金を指す。

平成 21 年度から当該収入が増加したのは、主に日本学術振興会からの先端研究助成基金補助金（最先端研究開発支援プログラム）と、文部科学省からの科学技術総合推進費補助金（平成 20 年度は受託収入）の増加による。また、研究助成金収入は、産総研に所属する研究者個人が受けた科学研究費補助金や NEDO グラント等の産総研への経理委任に伴い産総研が受ける間接経費を指す。

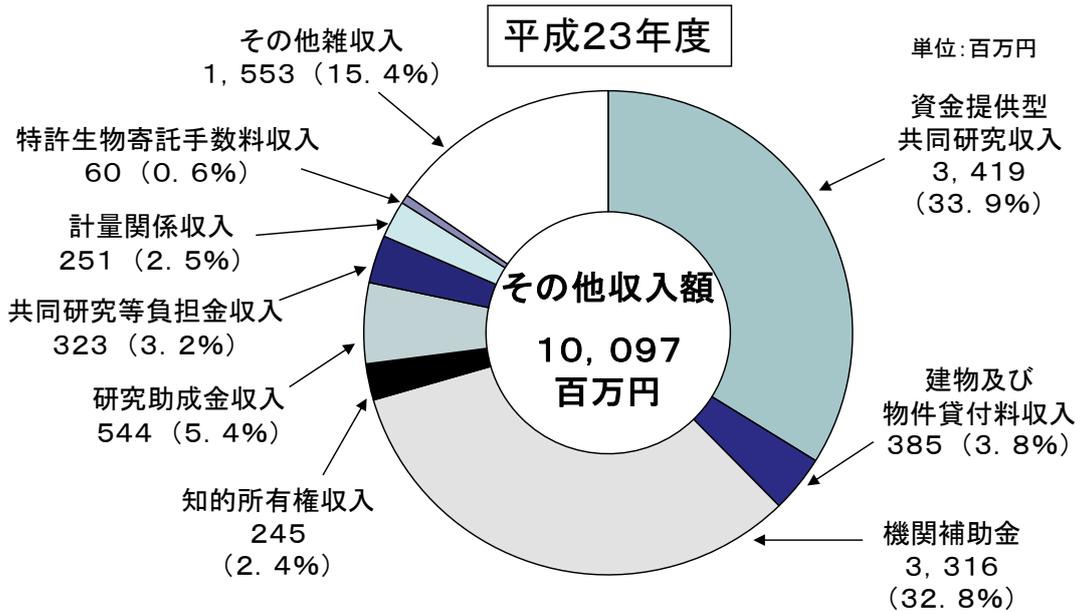


図 45 平成 23 年度その他自己収入の概要

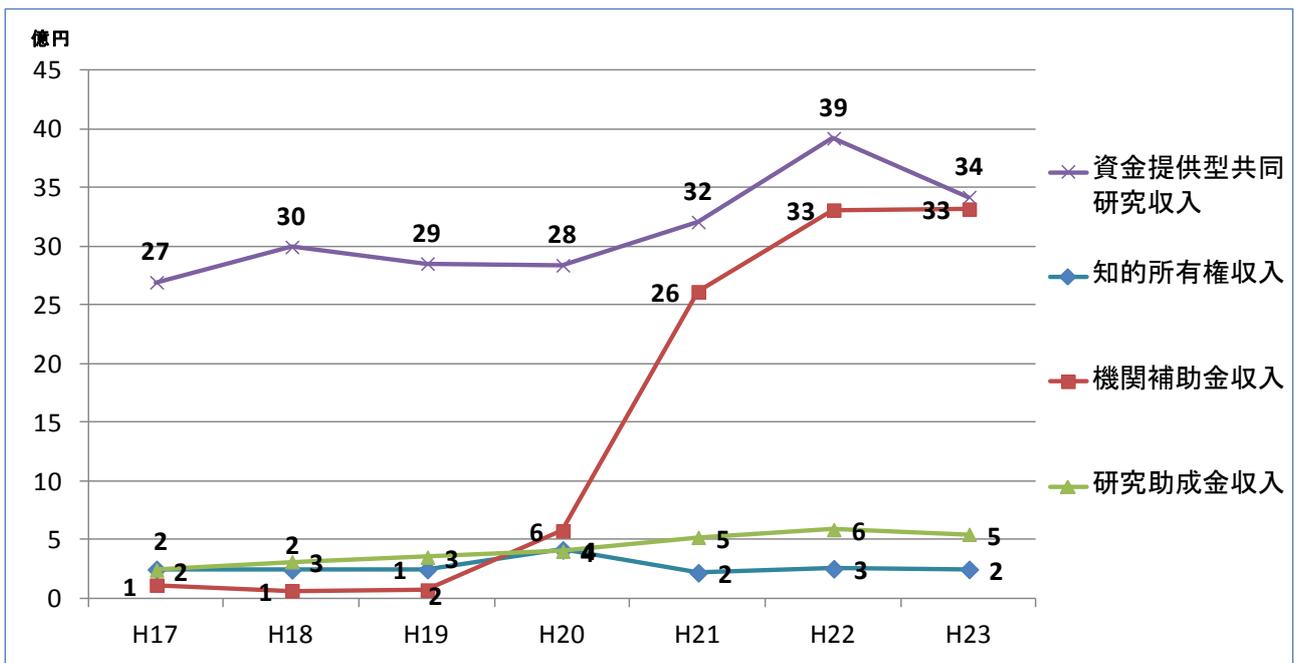


図 46 その他収入の推移

### 6.2. 支出決算

平成 23 年度支出決算額は 898 億円であり、第 1～4 号業務に係る業務経費が 611 億円 (68.1%)、間接経費が 71 億円 (7.9%) を占めた。(図 47、

図 48)  
平成 22 年度比では、施設整備費補助金が大きく減少し、総額では 20 億円減少した。

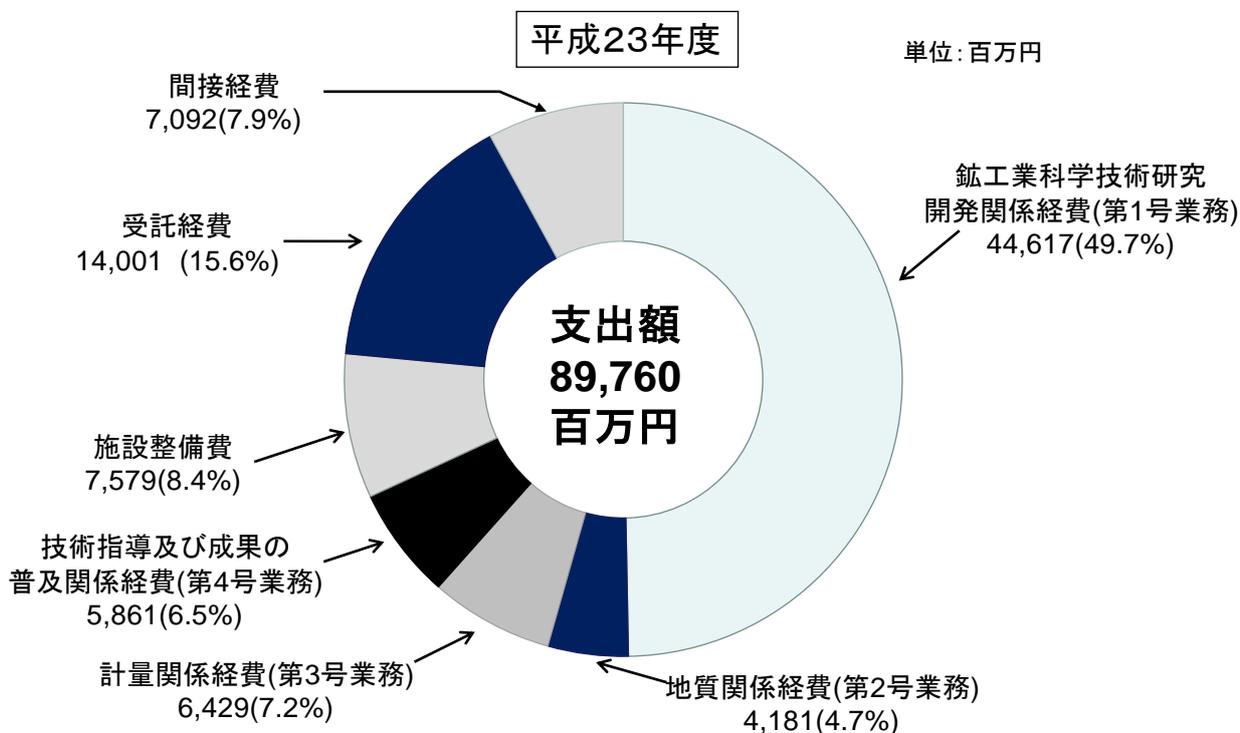


図 47 平成 23 年度支出決算額の概要

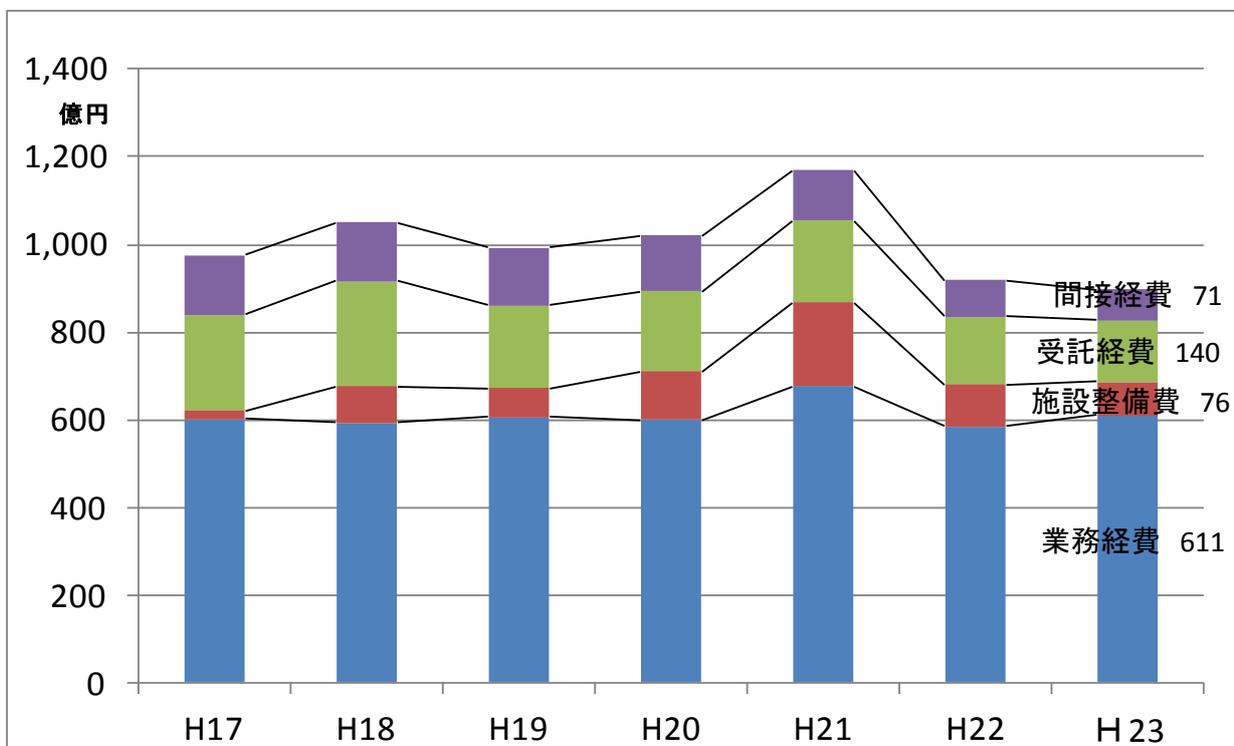


図 48 支出決算額の推移

## 7. 財務指標（財務分析）

### 7.1. 財務指標比較

財務指標は、財務諸表等の複数の金額を用いた法人の活動を表す指標として財務分析で用いる。ここでは、財務分析で一般的に用いられる

指標により産総研の財務状況を分析する。（表 1）

機関名		産業技術総合研究所	
		AIST (産総研)	
対象財務諸表		平成23年度	
法人規模 〔億円〕	総資産	360,904 (100.0%)	
	総負債	60,667 (100.0%)	
	純資産	300,237 (100.0%)	
	経常費用	84,478 (100.0%)	
	経常収益	83,453 (100.0%)	
指標	収益性	(1)売上総利益率 総利益／(経常収益＋臨時利益＋積立金取崩額) ①営利企業における収益性を判断する基本的な指標 ②営利企業では20～25%程度	2.7%
		(2)付加価値率 付加価値(利益＋人件費＋減価償却費＋租税公課)／総収益 ①売上高(総利益)に占める付加価値の割合(付加価値には人件費、減価償却費を含む) ②営利企業では20%程度	64%
		売上高(人件費)比率 人件費／総収益 ・付加価値率のうち、人件費が占める割合	49%
		(付加価値率に占める構成率)	( 77% )
		(3)総資産回転率〔回〕 (経常収益＋臨時利益＋積立金取崩額)／総資産 ①営利企業では資産額の何倍の売上があるかを表す ②営利企業では業種によって違うが、1～2回程度	0.2
		(4)流動比率 流動資産／流動負債 ①1年以内における決済能力を表す ②資金面の安全性を示す指標であり、一般に100%以上であれば、1年以内に支払不能になる可能性は低い	100%
	安全性	(5)自己資本比率 純資産／総資産 ①総資産に占める自己資本(純資産)の割合。負債依存度が少ないほど大きくなり、経営の健全性を表す ②営利企業では一般に30%程度	83%
		その他	(6)減価償却率 ＝資産老朽化率 減価償却累計額／期末残高 ・資産における減価償却の進行度合
	減価償却率(損益内) 減価償却累計額／期末残高 ①運営費交付金ないし自己収入等で取得した資産の減価償却率 ②研究設備等は短期間(4年間)で償却するため、この構成割合に依存することに留意が必要		77%
	減価償却率(損益外) 損益外減価償却累計額／期末残高 ①政府出資又は施設整備費補助金等で取得した資産の減価償却率 ②独法の財産的基礎の老朽化の程度を表す		41%

表 1 財務指標

### 7.1.1. 法人規模

産総研の総資産は 3,609 億円であり、総資産のうち 91%を、土地、建物、工具器具備品等である固定資産が占める。

総負債は 607 億円で、うち、運営費交付金（債務及び資産見返負債）の割合は、57%である。

### 7.1.2. 収益性分析

#### (1)売上総利益率

営利企業の財務分析においては、売上高に対する利益の割合等、収益性に係る指標が法人戦略の立案の上で最も重要となる。

一方で、独立行政法人においてはその会計制度上、基本的に損益が均衡する設計であることから、収益性の分析指標は参考にしかない。売上総利益率は、例えば製造業の場合、中小企業 25%、大企業 21%となるが、研究開発型独法では数%以下となっている。

#### (2)付加価値率

付加価値率とは、企業が商品の生産に当たって投じた費用及び利益を基に、企業の価値創造力を表す指標である。

付加価値率は法人企業統計 で 19%となるが、産総研は 64%である。一般的に研究開発型独法は知的集約型の法人で人件費の割合が高いため、付加価値率も高くなる。

なお、外部への委託研究の規模が大きい場合、付加価値率は小さくなる。

### 7.1.3. 効率性分析

#### (3)総資産回転率

営利企業においては、少ない資産でより大きな売上を確保することが望まれる。総資産回転率とは、資産の大きさに対する売上高の比率であり、営利企業では業種毎に 1~2 回程度になる。

売上高の代わりに経常収益及び臨時収益等の合

計で試算すると、研究開発型独法では 0.3 回程度となる。

### 7.1.4. 安全性分析

#### (4)流動比率

流動比率とは流動負債に対する流動資産の割合であり、短期的な決済能力、即ち資金の安全性を表す。一般に 100%以上であれば 1 年以内に支払不能になる可能性が低く、産総研は 100%である。

#### (5)自己資本比率

自己資本は返却義務のない資本で、その比率は金融機関に対する規制基準に用いられる資金安全性の指標である。例えば製造業の場合、中小企業で 25%、大企業で 40%となるが、産総研は 83%と非常に高い水準である。これは、純資産の殆どが、現物出資や施設費補助金で取得した土地や償却年数の長い建物等の不動産であるため、総資産に占める割合は高くなっている。なお、運営費交付金等で取得した研究装置等の償却年数は 4 年程度と短く、大きな割合を占めるまでには至らない。

### 7.1.5. その他の財務指標

#### (6)減価償却率

減価償却率は、法人が保有する資産において、減価償却が進捗している割合であり、資産の老朽化の程度として地方自治体での財務分析で用いられることがある。

独立行政法人においては、損益内の減価償却と、特定償却資産における損益外の減価償却を区別して分析する必要がある。

産総研の減価償却率は 53%で、運営費交付金等で取得した損益内の償却率は 77%と高いが、政府出資や施設費補助金で整備した損益外の償却率は 41%である。

## 7.2. その他の財務分析

### 資産老朽化率

資産老朽化率とは、各資産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を基準（100%）として、保有資産の老朽化の程度を表す財務指標である。

減損損失を加味し、以下計算式のとおり産総研の資産老朽化率を算出すると、独法発足以来、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具器具備品の全てについて、資産老朽化率は上昇して

いる。（図 49、図 50）

$$\text{資産老朽化率(\%)} = \frac{\text{減価償却累計額} + \text{減損損失累計額}}{\text{資産取得価格}}$$

なお、資産老朽化率は一般に法人全体で 35～50%になると言われている。

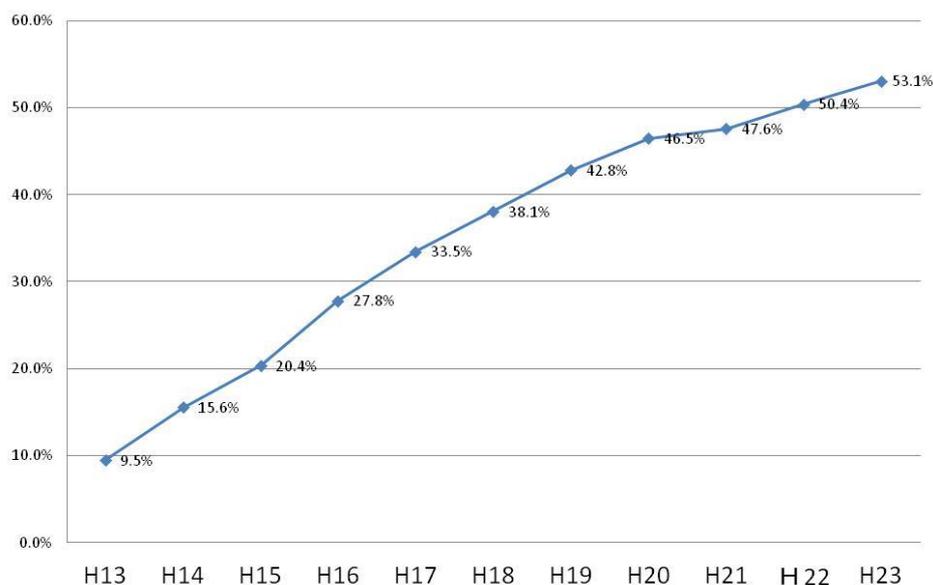


図 49 資産老朽化率の推移

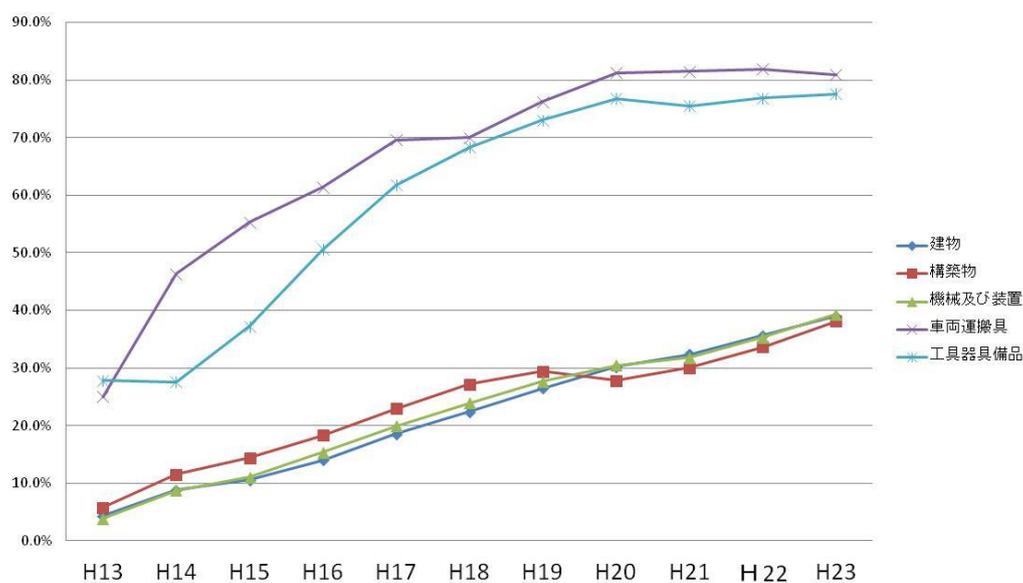


図 50 資産老朽化率の推移（資産種別内訳）

### 7.2.1. 収入対資産比率

収入対資産比率とは、保有資産が何年分の収入に相当するかを表す財務指標である。産総研で以下のとおり試算すると、平成 23 年度は 3.5 年となる。

$$\frac{\text{資産}}{\text{収入決算額}} = \frac{360,904}{102,599} = 3.5 \text{ 年}$$

単位: 百万円

なお、収入対資産比率は一般に 3~7 年になると言われており、大きいほど事業インフラの整備が進んでいると言えるが、維持管理費の負担も往々にして増大する。

### 7.2.2. 収入対支出比率

ある年度の収入額に対する支出額の比率は、支出をどれだけ当該年度の収入で負担しているかを表す。

産総研においては、平成 23 年度は 88% である。

中期計画初年度である平成 22 年度は、過去の推移と同様に今後の支出に備えて支出が収入を下回る傾向がみられた。しかし平成 23 年度はそれ以上に支出が収入を下回っている。これは、補正予算収入のため、収入が著しく増加したためと、東日本大震災の影響により、研究開発が滞ったためである。(図 51)

なお、平成 21 年度収入決算額からは目的積立金取崩額を除いている。

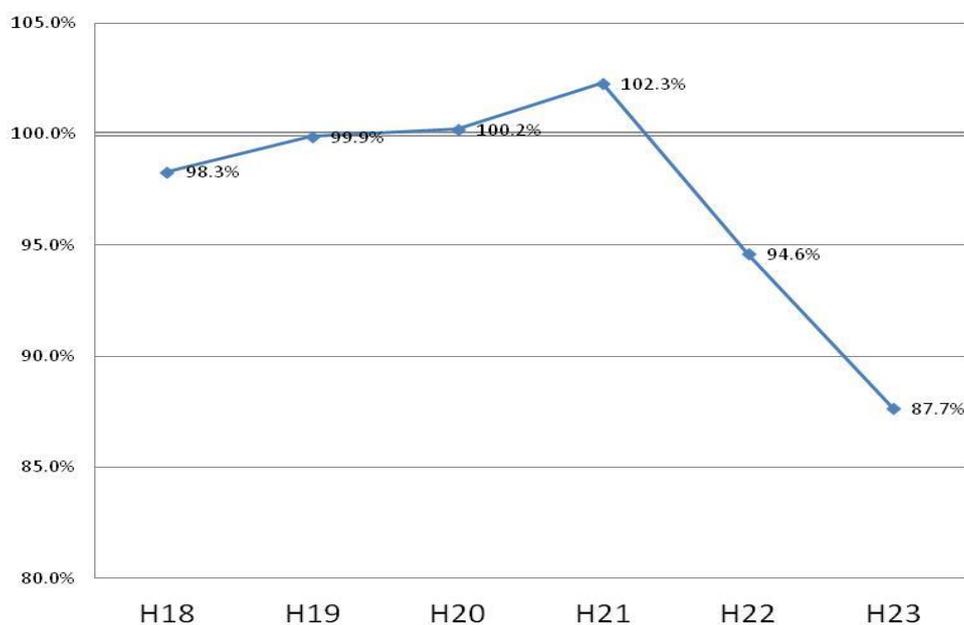


図 51 収入対支出比率の推移 (決算報告書ベース)